

**平成28年度大学教育再生戦略推進費  
「大学の世界展開力強化事業」計画調書  
～ アジア諸国等との大学間交流の枠組み強化 ～**

[基本情報]

1. 大学名 <small>(○が代表申請大学)</small>	慶應義塾大学				
2. 機関番号	<small>代表申請大学</small>	32612			
3. タイプ	B	ASEAN地域における大学間交流の推進			
4. 事業者 <small>(大学の設置者)</small>	ふりがな <b>(氏名)</b> 清家 篤	せいけ あつし	(所属・職名) 学校法人 慶應義塾理事長		
5. 申請者 <small>(大学の学長)</small>	ふりがな <b>(氏名)</b> 清家 篤	せいけ あつし			
6. 事業責任者	ふりがな <b>(氏名)</b> 片山 直也	かたやま なおや	(所属・職名) 法務研究科委員長・教授		
7. 事業名	【和文】※40文字程度 LL.M.を用いたメコン地域諸国大学との協働によるアジア発グローバル法務人材養成プログラム(PAGLEP)の形成				
	【英文】 Human Resource Development Program through LL.M. for Asian Global Legal Professions (PAGLEP) in Collaboration with Universities in Mekong Countries				
8. 取組学部・研究科等名 <small>(必要に応じ[ ]書きで課程区分を記入。複数の部局で合わせて取組を形成する場合は、全ての部局名を記入。大学全体の場合は全学と記入の上[ ]書きで全ての部局名を記入。)</small>	学問分野	<input type="checkbox"/> (a)教育 <input type="checkbox"/> (b)人文科学、芸術 <input type="checkbox"/> (c)保健・福祉 <input checked="" type="checkbox"/> (d)社会科学、商学、法学 <input type="checkbox"/> (e)サービス <input type="checkbox"/> (f)工学、製造・建築 <input type="checkbox"/> (g)ライフサイエンス <input type="checkbox"/> (h)物理学 <input type="checkbox"/> (i)数学・統計 <input type="checkbox"/> (j)コンピューティング <input type="checkbox"/> (k)農学 <input type="checkbox"/> (l)その他			
	実施対象 <small>(学部・大学院)</small>	<input type="radio"/> 学部 <input checked="" type="radio"/> 大学院 <input type="radio"/> 学部及び大学院			
		大学院法務研究科			

9. 海外の相手大学			
	国名	大学名	部局名
1	カンボジア	パニャサストラ大学	法・行政管理学部
2	ラオス	ラオス国立大学	法・政治学部
3	ミャンマー	ヤンゴン大学	法学部
4	ベトナム	経済・法科大学	
5	ベトナム	ハノイ法科大学	
6	タイ	タマサート大学	法学部
7			
8			
9			
10			

10. 連携して事業を行う機関(国内連携大学等)					
	大学等名	取組学部・研究科等名		大学等名	取組学部・研究科等名
1			4		
2			5		
3			6		

(大学名:慶應義塾大学) (タイプB)

11. 「学校教育法施行規則」第172条の2第1項において「公表するものとする」とされた教育研究活動等の状況について、公表しているHPのURL

慶應義塾の情報公開

[http://www.keio.ac.jp/ja/about\\_keio/data/access\\_to\\_information/](http://www.keio.ac.jp/ja/about_keio/data/access_to_information/)

12. 本事業経費(単位:千円) ※千円未満は切り捨て

年度(平成)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	合計	
事業規模	16,000	43,300	39,630	36,800	34,160	169,890	
内訳	補助金申請額	15,000	40,000	36,000	32,400	29,160	152,560
	大学負担額	1,000	3,300	3,630	4,400	5,000	17,330

13. 本事業事務総括者部課の連絡先 ※選定結果の通知、面接審査等の事務連絡先となります。

部課名			所在地		
責任者	ふりがな (氏名)			(所属・職名)	
担当者	ふりがな (氏名)			(所属・職名)	
	電話番号			緊急連絡先	
	e-mail(主)			e-mail(副)	

※原則として、当該機関事務局の担当部課とし、責任者は課長相当職、担当者は係長相当職とします。  
e-mail(主)については、できる限り係や課などで共有できるグループメールとし、必ず(副)にも別のアドレスを記入してください。

(大学名:慶應義塾大学) (タイプB)

**事業の目的・概要及び交流プログラムの内容** 【1ページ以内】

事業の目的・概要及び相手大学と実施する交流プログラムの内容について、以下の①～④を記入してください。

**① 事業の目的・概要等**

**【事業の目的及び概要】**

本事業の目的は、メコン地域諸国（ベトナム、カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー）を中心に世界各国からの投資が急速に進むアジア市場において、新たに生じている法的課題に対し、グローバルな視野から問題解決と共通利益の増進に向けてリーダーシップを発揮できる**グローバル法務人材**の養成を、日本とメコン地域諸国の大学の特色を活かした協働プログラムの開発を通じて行うことにある。それは、国際的に活動できる法曹人材の養成をアメリカ等のコモン・ロー圏（英語圏）に留学生を一方向的に派遣して行う従来型の外注方式に依存するのではなく、日本とメコン地域諸国の大学が背負う課題を共有し、各大学の歴史的・地理的・文化的特色等を活かした固有のプログラムを創造し、アジア発グローバル法務人材養成プログラム(Program for Asian Global Legal Professions: PAGLEP)の構築を目指すものである。

本事業の特色は、①人材養成のための共通言語として**英語**を用い、②アジア市場の拠点を占める**東京**で、**慶應義塾大学**を中心に行う点にある。①に関しては、慶應義塾大学が設置申請しているグローバル法務専攻法務修士課程（LL.M. in Global Legal Practice）が中核を担う。それは**全科目英語を用いて**グローバル法曹・法務専門職養成の教育プログラムを実施するもので、そこにアジアからの留学生を取り込む。日本語を用いたプログラムと比べて、養成された人材のグローバルな展開力において格段の差があることは明らかである。具体的には、まず、既に英語による LL.M. コースをもつカンボジアのパニャサストラ大学、ベトナムの経済・法科大学、タイのタマサート大学との間で、本事業の趣旨に合致する LL.M. プログラムの特定科目の単位互換を中心とした学生交流を推進する。次に、まだ英語による LL.M. コースをもたないベトナムのハノイ法科大学、ラオス国立大学、ミャンマーのヤンゴン大学との間でも交流を進め、英語による LL.M. コース創設を支援する。そして、最終的には 6 か国 7 大学間の協働によるアジア発グローバル法務人材養成のためのジョイント・プログラムを創設する。それは将来のコンソーシアム形成の基盤となる。②に関しては、多くの留学生が**東京**での研修や就職を希望する中、**慶應義塾大学**は多くの企業・法律事務所と密接に連携してインターン等を実施しており、留学生にとって極めて魅力的な場を提供できる。

**【養成する人材像】**

メコン地域諸国では市場の拡大に伴い、日本との関係が緊密化する一方で、投資紛争、経済・地域格差、貧困、公害・環境破壊、汚職、法令遵守・司法アクセスの不徹底、国際標準の要求等の固有の開発課題に直面している。本事業は《偏狭なナショナリズムに陥ることなく、グローバルな視点から、アジア市場で生じている問題を解決し、人類の共通利益を増進すべく、政府・企業・市民社会の各界でリーダーシップを発揮できる人材》としての**グローバル法務人材**の養成を目標にする。そのためには、①自国の法制度について英語で発信する能力を備え、持続可能な開発目標（2015年9月国連総会）に則ったグローバルな視点から、②ビジネス法務（企業・政府・消費者の取引、知的財産、金融、競争、会社運営、倒産、国際取引、仲裁等の法的処理）および③セキュリティ法務（人権・環境・安全・災害・犯罪・貧困問題への法的対応）に関する知識を学修し、かつ④実務トレーニング（政府機関・国際機関・法律事務所・企業・NGO等でのインターンシップを含む）を修得する必要がある。それを通じ、市場取引や人権問題の法的紛争解決に寄与するグローバル法曹、および政府・企業・NGO等で活躍するグローバル法務専門職を養成する。

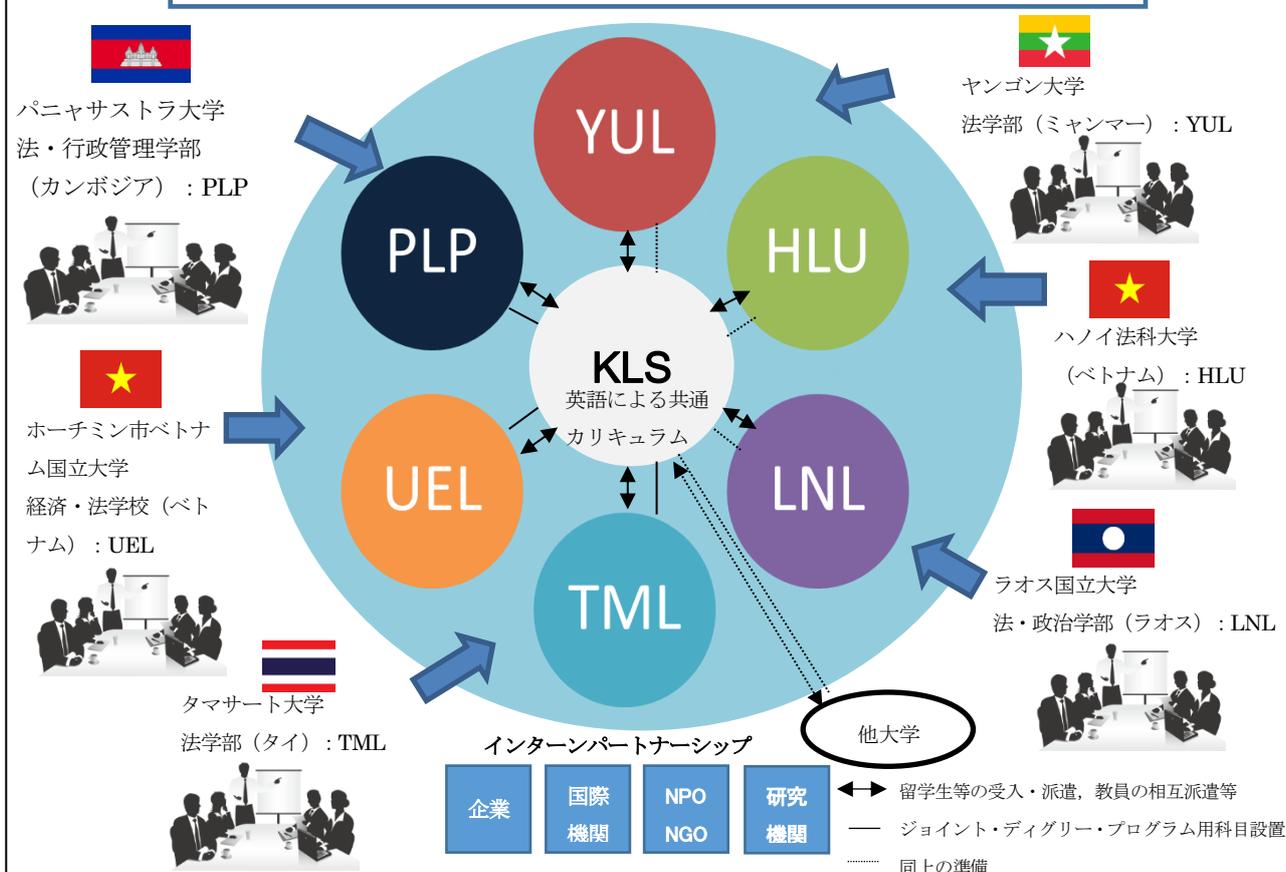
**【本事業で計画している交流学生数】** 各年度の派遣及び受入合計人数（交流期間、単位取得の有無は問わない）

平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入
6 人	1 人	15 人	21 人	15 人	21 人	21 人	42 人	21 人	42 人

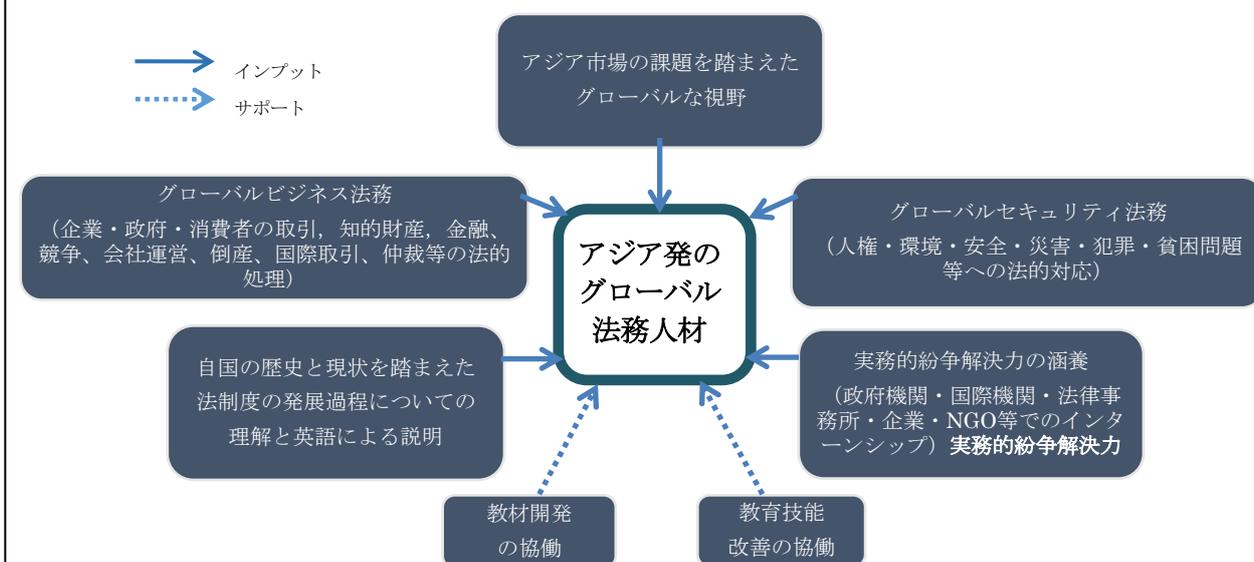
② 事業の概念図 【1ページ以内】

※国内複数大学等による申請の場合は、それぞれの大学等の連携内容や役割分担が分かる図を③に作成してください。

1. 慶應義塾大学大学院法務研究科(KLS)とメコン地域諸国 6 大学との連携



2. アジア発グローバル法務人材養成プログラム  
(Program for Asian Global Legal Professions: PAGLEP)



**③ 国内大学等の連携図** 【1ページ以内】

○ 多様な学生に交流プログラムへの参加の機会を提供できるよう、必要に応じ我が国の大学（短期大学を含む）や高等専門学校と連携して事業を行うものとなっているか。

※国内の大学等が複数連携して実施する取組の場合は、それぞれの大学等の役割分担が分かる図を作成してください。連携しない場合（申請大学単独での取組の場合）は、単独で申請する理由について記入してください。

本事業は、メコン地域諸国を中心に日本も巻き込んで成長するアジア市場において、新たに生じている法的課題に対し、グローバルな視野から課題の解決と共通利益の増進に向けて**リーダーシップ**をとることのできる**アジア発グローバル法務人材の養成プログラム** (PAGLEP) の基盤構築を目的としている。かかるグローバル法務人材は、①自国の法制度について英語で発信する能力を備え、②グローバルな視点からビジネス法務（一般民事・消費者・企業・政府の取引、知的財産、金融、競争、会社運営、倒産、国際取引、仲裁等の法的処理）とセキュリティ法務（人権・環境・安全・災害・犯罪・貧困問題への法的対応）の双方に関する知識を学修し、かつ③政府機関・法律事務所・企業・NGO 等で英語によるコミュニケーションを行いながらインターンシップ等の実務トレーニングを修得する必要がある。そのためには、大学院、特に LL. M. レベルにおける人材養成プログラムの構築から出発し、将来それを核にして関連プログラムの拡充を図ることが有効である。そのために、本事業は慶應義塾大学が、既存の JD プログラムにおける英語科目リソースも活用しつつ、それを拡充してグローバル法曹およびグローバル法務専門職の養成を目指すべく準備している（設置申請中）、**全科目英語による LL. M. コース、いわゆる日本版 LL. M. におけるプログラムを土台とするもの**である。いわゆる日本版 LL. M. は慶應義塾大学独自の先導的取り組みであり、本事業はこれを活用し、まずは単独申請によってアジア発のグローバル法務人材の養成プログラムを体系的に構築し、その基本理念の具体化と普及に努めることを計画している。それは将来において、この基本理念とプログラムに賛同する国内大学との連携への拡大の可能性を否定するものではなく、むしろそのための確固たる基盤づくりを企図するものである。

## ④ 交流プログラムの内容 【2ページ以内】

- 我が国の大学間交流促進の牽引役となるような先導的な事業計画であり、大学の中長期的なビジョンのもとに戦略的な交流プログラムを実施するものとなっているか。
- 単位の相互認定や成績管理等の質の保証を伴った日本人学生の海外留学及び外国人学生の受入の双方向の交流を促進できるような交流プログラムとなっているか。
- 将来グローバルに活躍できる人材像とそれに基づく交流プログラムの設定や提供（外国人学生に対する企業等における体験活動の実施を含む）を行うものとなっているか。
- 日本と主たる交流先の相手国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）との相互の課題解決や、双方の特色を踏まえた学問分野に関連する教育連携プログラムとなっているか。
- ASEAN+3の枠組みにおいて策定される関連のガイドライン（学生交流のためのガイドライン）に基づく学生交流を実施するものとなっているか（海外の連携大学にもガイドラインに基づいた取組になるように促すこと）。

## 【実績・準備状況】

本事業は、グローバル法務人材の持続的な養成システムの基盤を構築するために、慶應義塾大学大学院法務研究科（以下、KLS）とメコン地域諸国の相手大学が協働し、法務博士（J.D.）およびLL.M.レベルにおける留学生等の受入および派遣、ジョイント・ディグリー・プログラムの基盤形成を土台として、将来的には学部レベルや博士課程レベルを含む、また、他地域の諸大学との間で形成されるネットワークも取り込んだ大学間コンソーシアムへ拡充する可能性を拓くものである。メコン地域諸国は「日本・メコン地域首脳会議」でも確認されているように、国際分業システムが集積する生産・物流の拠点として急速な発展を続けると共に、農産品や工業製品の消費市場としても成長し、日本との関係が一層緊密化している。その一方で、メコン地域諸国は経済格差、地域格差、公害問題、環境破壊、法令遵守や司法アクセスの不徹底等の問題、欧米諸国を中心とする国際標準の要求等の諸課題にも直面している。こうした状況下で、開発政策を進める政府および経済成長を牽引する企業と市民社会ないしは一般国民とを媒介し、成長の成果を広範な社会層が共有するインクルーシブな発展を促すために、メコン地域諸国では大学の役割が重要になっている。これらはみな日本が発展過程で経験してきた課題でもある。そのために、各国の歴史と文化を相互に学び合い、その一環として日本の開発経験のプラス面・マイナス面への理解を深めるプログラムを構築することには、大きな意義がある。それはまた日本がメコン地域諸国、特にカンボジア、ラオス、ベトナム、ミャンマーと通算 20 年余り実施してきた法整備支援による法の支配の構築に向けた協働作業の延長線上に本事業を位置づけることを可能にする。メコン地域諸国への法整備支援は、民法・民事訴訟法等の基本法整備を中心とする第 1 段階、それを運営できる裁判官・検察官・弁護士等の狭義の法曹養成に主眼を置く第 2 段階を経て、今や第 3 段階として、大学との連携を深め、より広範な社会層の法的能力を強化し、グローバルで長期的な視点から、法的サービスを一般国民に普及する担い手となる法律知識とリーダーシップを備えた人材（法曹資格の有無を問わない）を養成し、誰でも・何時でも・どこからでも公正な法的紛争解決が得られる法ユビキタス社会の構築を目指している。本事業は法ユビキタス社会の構築に向けて日本とメコン地域諸国が協働する先導的な取り組みの基盤を構築するものである。

そうした先導的取り組みのための準備作業として、KLS の教員が 2015 年 9 月から 2016 年 3 月にかけてベトナム、カンボジア、ラオスの諸大学で実施した調査によれば、①学部生・大学院生・教員が外国で学び、また外国の学生・教員とコンスタントに交流する機会が極めて限られていること、②教科書・辞書・問題集・判例集等の教材が不十分で、自国の法律の理解度すら低いと自覚していること、③カリキュラムに則って法学教育を実践する技能を備えた法学教員が不足していること、④比較法・比較法学教育の情報が極めて不足していることが明らかになった。

一方、KLS では、所属教員が民法・民事訴訟法をはじめとする法整備支援の実践に継続的に関与すると共に、2004 年の開設時から「開発法学」および「法整備支援」の授業を開講し、毎年各々約 70 名・約 30 名の履修者の中からは、法整備支援に携わる法律人材も輩出している。2016 年度から「海外エクスターン」も実施し、法整備支援活動の現場で学ぶプログラムも立ち上げている。この間にはミャンマー最高裁判所長官を招聘したシンポジウム「ミャンマーにおける法・司法制度改革の現状と展望」（2012 年 11 月。慶應法学 27 号特集参照）、グローバル法学教育に関してアジア諸国・欧米の諸大学から多数の研究者等を招聘したシンポジウム「How should law be taught in the globalizing world? Japanese and Asian Perspective on “Global Legal Education”」（2014 年 12 月）、シンガポール最高裁判所長官を招聘した「国際紛争解決シンポジウム」（2016 年 4 月）等を開催し、グローバル法務人材の養成のための人的ネットワークの形成、グローバル法学教育の技能の蓄積に努めてきた。また、KLS は毎年、アジア諸国、欧米諸国等からの交換留学生をコンスタントに受け入れ、英語による多様な法律科目の履修実績を蓄積する一方で、交流協定を結んだ海外のロー・スクールに留学生を派遣している。さらに、KLS は 2017 年 4 月に「グローバル法務専攻」（日本版 LL.M. 以下、KLS-LL.M.）の開設を予定しており、本事業は KLS-LL.M. をその受け皿の

1つとして活用することを計画している。KLS-LL.M.は、法曹のグローバル化に対応すべく、国内外を問わず、狭義の法曹へのリカレント教育によるグローバル法曹の養成だけでなく、法曹資格の有無を問わず、グローバル・フィールドで活躍するグローバル法務専門職を育成することを目指している。そのために、ワシントン大学(University of Washington)等の欧米の諸大学とも連携し、グローバルな視野で各法分野を学ぶカリキュラムを用意している。その際、将来のジョイント・ディグリー・プログラムの形成に向けた英語共通科目の試行実施を行う予定である。KLS-LL.M.は全てを英語で提供する9科目群を設定し、多様なニーズに対応可能なものとしている。それは、法制度の発展をアジア諸国の歴史的・文化的・経済的・政治的背景に遡って理解する科目群、グローバル・ビジネス法務の科目群、グローバル・セキュリティ法務の科目群等、他大学の英語による法学教育プログラムでは提供されていない多様な科目を含んでいる。その中には高度経済成長期の裏側で発生した公害問題・環境問題・大都市化への法的対応、大震災の経験を踏まえた災害と法等に関する科目も含む。これらは同様の課題に直面するメコン地域諸国の大学のニーズに沿うものである。また、KLS-LL.M.は首都圏の法律事務所、官庁、企業等の多様なインターン先との連携プログラムを用意している。これらは本事業におけるグローバル法務人材の養成に極めて適している。

こうしたグローバル法務人材の養成に向けた KLS の取り組みは、慶應義塾大学全学をあげてのグローバル化への長期的な取り組みの一環に位置づけられる。慶應義塾大学は「大学の世界展開力強化事業」についても複数採択を受けて実施している。その中で、留学生の受入と派遣、ダブル・ディグリー・プログラムの創設、コンソーシアム形成による共同教育プログラムの実施、実業界と連携したインターンシップ科目の提供、学術交流を促進するシンポジウム・研究集会の開催等について、豊富な経験と実績をもつ。本事業は全学的な協力体制の下、様々な分野におけるグローバル化のための交流プログラムの経験を十分に活用して実施するものである。

### 【計画内容】

#### 1. 学生の相互交流

##### (1) メコン地域諸国の相手大学からの留学生の受入

メコン地域諸国の相手大学から、①KLS-LL.M.への留学生(学位取得型・1年間)として毎年合計6~10名を受け入れる。②KLSのJ.D.への留学生(単位取得型・半年間)として、毎年合計3~6名を受け入れる。③KLSの英語による科目履修生(単位取得型・3ヶ月未満)として、毎年合計12~24名を受け入れる。④①~③の各プログラムに応じ、法律事務所・諸官庁・企業へのインターンシップ、KLS主催のグローバル・セミナーへの派遣等を行う。ただし、平成28年度は初年のため、①~③は②の1名である。

##### (2) メコン地域諸国の相手大学への日本人留学生の派遣

メコン地域諸国の相手大学のうち、①LL.M.コースをもつカンボジアのパニャサストラ大学法・行政管理学部、ベトナムの経済・法科大学、タイのタマサート大学の法学部に対し、KLSの現役学生または修了生から、毎年合計3名を派遣する(単位取得型・6ヶ月または3ヶ月)。その際、現地の法律事務所、企業、法整備支援プロジェクト・オフィス等でインターンを実施する。②KLSの現役学生または修了生で、開発法学または法整備支援フォーラム・プログラムの修了者から、エクスターンシップ生として、メコン地域諸国の相手大学に対し、毎年合計12~18名を派遣する(単位取得型で3ヶ月未満)。ただし、平成28年度は初年のため、①は0名、②は6名の見込である。

#### 2. 単位互換制度の整備およびジョイント・ディグリー・プログラム創設に向けた英語共通科目の設定

前述1(1)・(2)の何れについても、相手大学との協議と合意に基づき、単位互換制度を採用する。その際、当該科目が①本事業の目指すアジア発グローバル法務人材養成プログラムの趣旨に適合すること、および②アジア太平洋大学交流機構(UMAP)等の提示する国際基準に準拠していることを要件とする。

#### 3. 相互授業、シンポジウム、研究集会等の実施

KLSと相手大学とのジョイント・ディグリー・プログラムに向けた英語共通科目の質を確保すべく、提供科目の内容・時期・履修要件・授業方法・評価基準等をチェックすると共に、KLSおよび相手大学の担当者が相互に相手大学を訪問して集中講義(単位取得型・3ヶ月未満、3ヶ月または6ヶ月)を実施する。KLSの教員が相手大学を訪問する際には、学生のリクルート活動も行う。それは極めて効果的なアジア戦略となりうる。また、教科書・問題集等の法学教育教材を共同開発し、参加学生・教員からのコメントを聴取・分析して、授業にフィードバックする。さらに、KLSと相手大学が主催して、グローバル法務人材の養成に資する一連のテーマを設定したシンポジウムおよび研究集会を原則として毎年1回開催する。

**質の保証を伴った魅力的な大学間交流の枠組み形成** 【①、②合わせて2ページ以内】

交流プログラムの質の保証のための取組内容について、実績・準備状況を踏まえて、計画内容を具体的に記入してください。  
また、本様式に記入する内容に加え、**相手大学が公的な認可等を受けていることについて、様式10②に記入してください。**

**① 交流プログラムの質の保証について**

- 透明性、客観性の高い厳格な成績管理（コースワークを重視したカリキュラムの構成、GPAの導入や教員間の相互チェックなど）、学生が履修可能な上限単位数の設定、明確なシラバスの活用等による学修課程と出口管理の厳格化に努め、単位の実質化を重視しているか。
- 交流プログラムを実施するに当たり、単位の相互認定や成績管理、学位授与に至るプロセスが明確になっているか。
- 国際公募による外国人教員の招聘や海外大学での教育経験又は国内大学で英語等による教育経験を有する日本人教員の配置、海外連携大学との教員交流、FD等による教員の資質向上など、質の高い教育が提供されるよう交流プログラムの内容に応じた教育体制の充実が図られているか。

**【実績・準備状況】**

KLS の J.D.プログラムにおいては、コースワーク中心の授業カリキュラム編成、GPA 制度（A=4 点、B=3 点、C=2 点、D=1 点）の導入、成績（A・B・C・D [以上合格]・F [不合格]）の相対評価の実施（A=15%、B=25%、C=40%、D=20%）およびそれについての教員間での公表による相互チェックの徹底、履修可能な上限単位数の設定、授業各回の明確なシラバス（紙媒体およびウェブページ）の活用による学修管理、GPA が 1.5 未満または基本科目に 1 科目でも F 評価があった場合は進級を認めない等、単位認定の厳格化と実質化を非常に重視している。この成績管理システムは、KLS-LL.M.の授業成績評価および修了判定においても実施予定である。また、その授業成績評価は、本事業における留学生の受入・派遣における授業および集中講義等においても、相手大学との協議に基づき、導入・実施する予定である。

KLS と他の日本の法科大学院および留学先の法科大学院との間における単位の相互認定については、KLS の成績管理システムと各単位の実質標準を維持するための学習指導委員による実質審査が行われている。これは、KLS-LL.M.においても実施予定であり、本事業における将来のジョイント・ディグリー・プログラムのための英語共通科目の実施においても、この成績管理システムを導入・実施する予定である。

KLS では、各学年の進級要件（GPA が 1.5 以上であり、かつ全ての基本科目に合格していること）を満たし、かつ所定の単位数を履修済みであることを卒業要件としており、J.D.の学位授与に至るプロセスは極めて明確である。このシステムは、KLS-LL.M.の修了判定においても実施予定であり、本事業においても維持される。

KLS では、全ての授業科目について、学生による授業評価、授業評価結果の集計、授業評価結果に対する教員の所見・改善策記載、教員間での公表を行っており、授業の質を確保し、授業評価結果を将来の授業改善に活用するシステムを採用している。また、毎学期、教員相互の授業参観を義務づけ、授業参観レポートの作成・提出、それを受けての教員の所見・改善策記載を実施している。さらに、学内外の講演者による FD 講演会を設け、授業の質の向上のための教育技能の最前線の状況把握に絶えず努めている。これらの FD の仕組みは、KLS-LL.M.においても実施予定であり、本事業においても維持される。

KLS は、多数の英語による授業科目を開設しており、その担当者として、海外大学での教育経験や実務経験、国内大学で英語等による教育経験をもつ日本人教員の配置、外国人教員の採用等を積極的に行っている。交流協定先の海外大学から、教員を長期・短期で採用し、授業や講演会を行っている。これらの人的リソースは KLS-LL.M.でも活用され、本事業においても活用予定である。

**【計画内容】**

本事業においては、KLS の J.D.プログラムおよび LL.M.プログラムへの留学生受入については、前述した現行のカリキュラム編成、GPA 制度、成績評価システム、教員間での相互チェック、履修上限単位数の設定、シラバスの活用による学修管理、単位認定の厳格化と実質化がそのまま維持される。また、留学生の派遣先相手大学においても、そのカリキュラム、GPA 制度、成績評価システム等を確認し、単位認定の厳格化と実質化が行われるよう、綿密な打合せを行い、必要に応じてそれらを交流協定に盛り込む予定である。同様の措置は、集中講義における授業プログラムについても、導入予定である。

KLS と相手大学の単位の相互認定については、相手大学における対象科目のシラバス・教材・授業方法・成績評価方法等を確認したうえで、KLS の成績管理システムと成績評価の実質標準を維持するために必要な協議を行う。とりわけ、将来のジョイント・ディグリー・プログラムの創設に向けた英語共通科目の試行に際しては、対象科目の選定に際して、KLS の学習指導委員会が中心になり、厳格かつ実質的な単位認定が行われることを確認し、必要に応じて相手大学と具体的な改善策等について協議する。

KLS の J.D.プログラムおよび LL.M.プログラムへの留学生受入については、前述した修了要件に関する明確なルールを適用する。また、留学生の派遣先となる相手大学の修了要件についても、本事業の実施

を担当する KLS-LL.M.担当の学習指導委員会を中心に具体的に確認し、必要に応じて相手大学と必要な改善策等について協議する。

KLS における学生による授業評価システム、授業参観、その他の FD 活動は、KLS の J.D.プログラムおよび LL.M.プログラムへの留学生についても、そのまま維持される。KLS が行う集中講義およびその担当者についても同様である。また、留学生の派遣元である相手大学の授業評価システム、授業参観、その他の FD 活動について確認したうえで、必要に応じて相手大学と具体的な改善策等について協議する。

本事業は、留学生の受入・派遣に関わる授業プログラム、集中講義、シンポジウム、研究会等、全て英語で提供される。その担当者として、KLS では海外大学での教育経験や実務経験、国内大学で英語等による教育経験をもつ日本人教員、外国人教員を配置する。また、留学生や科目履修生を派遣する相手大学の授業担当者についても KLS-LL.M.担当の学習指導委員会が事前に確認し、教員の質の維持に努める。必要に応じて、相手大学との協議の下で、KLS の教員を長期または短期で相手大学に派遣する。

## ② 相手大学（相手国）のニーズを踏まえた大学間交流の展開

- 相手大学が公的な認可等（相手大学の所在国における適正な評価団体からのアクレディテーション、ユネスコの高等教育情報ポータルに掲載されている大学であること等）を受けている大学であるか。
- 相手大学における単位制度（授業時間を含めた学習量や単位の換算方法等）、学生の履修順序、単位の相互認定の手続、アカデミックカレンダーの相違等について留意し、交流プログラムの内容に応じたサポートの実施等により、学生の履修に支障がないよう配慮されているか。
- 短期の交流から学位取得を見据えた長期の交流までの様々な形態の交流を含む多層的な構成で、大学間交流の発展に繋がるような柔軟で発展的な交流プログラムの構成となっているか。
- 各国の人材育成ニーズに合わせた教育の提供に留意したものとなっているか。

### 【実績・準備状況】

本事業の相手大学は、相手国における国立大学または極めて評価の高い伝統ある私立大学であり、狭義の法曹をはじめ、相手国の中央・地方の政府、企業等に多くの人材を輩出している。

本事業の相手大学における単位制度、履修順序、単位の相互認定の手続、アカデミックカレンダーを確認し、留学生の受入・派遣、集中講義の受入・派遣等に支障がないかを具体的に確認している。

本事業は、LL.M.コースへの留学生の受入・派遣、J.D.コースへの受入にとどまらず、相手大学および KLS の学生のニーズと現状に応じ、短期の科目履修、集中講義の履修、授業と組み合わせたインターン・プログラムへの参加、シンポジウムや研究会への参加等、多様なメニューを用意し、選択可能性を広げ、より多くの学生がその目的意識に応じて参加しやすいプログラムとすることを計画している。

本事業では、特にカリキュラムに従って授業担当を行う担当者と技能の獲得に苦慮している相手大学との間では、教員の派遣や教材の共同開発、教育技能の相互研修を計画している。

### 【計画内容】

1. メコン地域諸国の相手大学から、①KLS-LL.M.への留学生（学位取得型・1年間）として、毎年合計 6～10 名を受け入れる。②KLS の J.D.への留学生（単位取得型・半年間）として、毎年合計 3～6 名を受け入れる。③KLS の英語による科目履修生（単位取得型・3ヶ月未満）として、毎年合計 12～24 名を受け入れる。④①～③の各プログラムに応じ、法律事務所・諸官庁・企業へのインターンシップ、KLS 主催のグローバル・セミナーへの派遣等を行う。その際には、グローバル法務人材の養成に必要な科目が優先的に履修されるよう、学習指導委員を通じて配慮する。

2. メコン地域諸国の相手大学のニーズに応じ、①グローバル法務人材の養成に必要であり、かつ英語で提供される科目を相互に単位認定し、修了単位に組み入れる。②①の授業内の質を確保すべく、教材を共同開発する。③そうした教材を用いた授業方法を実践し、参加学生・教員からのコメントを聴取・分析して、各科目の授業にフィードバックする。

3. 将来のジョイント・ディグリー・プログラムの創設に向けた英語共通科目の試行につき、①既に LL.M.コースを開設している相手大学（カンボジアのパニャサストラ大学法・行政管理学部、ベトナムの経済・法科大学、タイのタマサート大学法学部）との間でその具体化に向けて準備する。②将来同プログラムを他の相手大学との間に拡充するために、グローバル法務人材の養成に必要な英語による科目の開設等に対して可能な支援を検討する。

4. KLS とメコン地域諸国の相手大学が主催する形で、グローバル法務人材の養成に資すると考えられる一連のテーマを設定したシンポジウムおよび研究集会を原則として毎年 1 回開催する。

**外国人学生の受入及び日本人学生の派遣のための環境整備** 【①～③合わせて2ページ以内】

交流プログラムの実施に伴う受け入れる外国人学生及び派遣する日本人学生に対する生活や学修及び就職への支援やそのための環境整備について、①～③の内容を実績・準備状況を踏まえて、計画内容を具体的に記入してください。

**① 外国人学生の受入のための環境整備**

- 外国人学生の在籍管理のための適切な体制が整備されているか。
- 受け入れた外国人学生が学業に専念できるよう、履修指導、教育支援員・TA等の配置、学内外での諸手続き支援、カウンセリング、宿舎、学内各種資料の翻訳、就職支援等のサポート体制の充実が図られているか。
- 単位認定可能な科目、履修体系・順序、単位の相互認定の手続、アカデミックカレンダーの相違等について、学生の履修に支障がないよう十分な情報提供を行う体制がとられているか。
- 国内外でのインターンシップ等による企業体験の機会確保や、外国人学生の国内就職説明会参加、産業界からの講師等の派遣など、産業界との連携が十分に図られているか。

**【実績・準備状況】**

KLSは既に交流協定を締結した海外大学から交換留学生を毎年継続的に受け入れており、その数は年々増加している（2013年度10名、2014年度15名、2015年度16名、2016年度20名予定）。これを受け、外国人学生の在籍管理の綿密な体制整備、受け入れた外国人学生が学業に専念できるための環境整備を行っている。その際には、学習指導委員および学生部職員を中心に、履修指導、学内外での諸手続き支援、ガイダンスないしカウンセリング、宿舎情報の提供、学内の各種資料の英訳のサポート体制を整備している。また、単位認定が可能な科目とその手続、履修体系と順序についての説明、アカデミックカレンダーの相違等につき、的確な情報提供を行うための万全の体制をとっている。さらに、法律事務所、企業等へのインターンシップの機会を提供し、希望者に対して国内の就職情報の提供、実務界から講師を招聘しての講演会を開く等して、実務に触れる機会を提供している。

**【計画内容】**

前述した、現在KLSが外国人学生に対して行っている在籍管理の体制、外国人学生が学業に専念することができるための環境整備、学習指導等、現在提供されている学修上および生活上のサービスは、本事業における外国人学生に対しても、全て同様に提供される。

加えて、本事業が目標とするグローバル法務人材の養成に向けて、本事業における外国人学生に対しては、必要ないし望ましい科目履修のための特別のガイダンスと学習指導体制を整備し、グローバル法務人材の養成に相応しいインターン先の紹介と派遣、特にメコン地域諸国と関わりの深い企業や法律事務所等でのインターンの実施を可能にする。

**② 日本人学生の派遣のための環境整備**

- 留学中の日本人学生が学業に専念できるとともに、帰国後の学業生活や就職活動等にも支障のないよう、留学中の日本人学生への必要な情報の提供やインターネット等を通じた相談体制の構築等がなされているか。
- 日本人学生に対して、海外への派遣前から帰国後にわたり、履修面・学習面・生活面にわたるサポート（履修指導、交流に関する情報の提供、相談サービスの実施、就職支援等）が推進されているか。
- 単位認定可能な科目、履修体系・順序、単位の相互認定の手続、アカデミックカレンダーの相違等について、学生の履修に支障がないよう十分な情報提供を行う体制がとられているか。
- 留学中の日本人学生の安全管理に関する体制が十分に取られているか。
- 国内外でのインターンシップ等による企業体験の機会確保や、産業界からの講師等の派遣など、産業界との連携が十分に図られているか。

**【実績・準備状況】**

KLSは2015年度から交流協定先の海外大学への留学生派遣を実施しており、派遣先大学の提供科目と履修方法、単位の相互認定の有無と手続、アカデミックカレンダーの相違等について、必要な情報が得られる体制を整えている。また、留学中の日本人学生が必要とする学修上・生活上の情報（安全管理情報を含む）、留学中のインターンシップのサポート（派遣先国の同窓会組織によるサポートを含む）に関する情報、帰国後の学習計画や修了要件の確認、就職活動に関する情報につき、インターネットによる情報提供やメールによる照会等、万全のサポート体制を敷いており、留学中の日本人学生が帰国後のことを心配することなく学業に専念できるように配慮している。また、派遣先の大学の情報収集を派遣前から行い、学修面および生活面で必要な準備ができるよう、サポート体制を整えている。

**【計画内容】**

前述した、KLSが現在海外大学に派遣中の留学生に提供しているサポート体制は、本事業による留学、

科目履修、エクスターン等のために相手大学に派遣された日本人留学生にも、同様に提供される。

加えて、メコン地域諸国の相手大学は、従来の KLS の派遣先である欧米の大学と異なる地理的・文化的特色をもち、KLS の既存の経験値とは異なる学修環境および生活環境にあることから、その点を考慮に入れた特別なサポート体制を整備する予定である。具体的には、相手大学の協力も得て、生活面での安全・健康管理に関する情報、医療システムに関する情報、住環境・交通に関する情報、生活習慣に関する情報、相手大学での相談先等の情報を派遣前に余裕をもって入手し、予防接種等を含め、十分な準備ができる体制を整える。また、相手大学の履修体系、本事業におけるグローバル法務人材の養成プログラムとして相手大学において具体的に履修が必要な科目および履修可能な科目、単位の相互認定が可能な科目とその手続、アカデミックカレンダーの相違等を事前に確認し、学生が派遣後スムーズに学修に専念できるよう、十分なサポート体制を整える予定である。さらに、相手大学の近隣において現地の法律事務所や企業でのインターンシップ等のプログラムに参加するための情報提供とサポート体制を整える予定である。

### ③ 関係大学間の連絡体制の整備

- 外国人学生及び日本人学生へのサポートが円滑及び適切になされるよう、関係大学間の十分な連絡・情報共有体制が整備されているか。
- 大学間交流の発展に向け、参加学生の同窓会の立ち上げ等、卒業・修了後の継続的サポート体制の構築等が図られているか。
- 緊急時、災害時の対応のための留学中の日本人学生や受け入れた外国人学生をサポートするリスク管理への配慮が十分になされているか。

#### 【実績・準備状況】

1. 本事業における相手大学の関係部局との間では、既に本事業の概要を説明し、それについて協力するための協議プロセスに関する合意を得て、メールおよび電話を通じて、適宜連絡を取り合っている。基本的に、KLS 側から基本的な計画を策定・提示し、それを叩き台とするコメントと協議を通じて、さらにプログラムの内容の具体化、関連事項の合意と各大学において必要な措置を実施するという手順で進めている。そのために連絡先窓口を一本化し、相互に必要な情報交換と議論が円滑に進められる体制を整えている。

2. 現在は、①日本とメコン地域諸国の関係の緊密化を踏まえ、グローバル法務人材を養成することの重要性に関する認識を相互に深め、本事業の意義について共通認識を得ること、②そのために相互に提供可能な英語による授業プログラムを特定し、内容のチェックを行うこと、③単位認定可能な科目の上限単位と具体的な科目の特定を行い、内容のチェックを相互に行うこと、④アカデミックカレンダーのギャップが受入・派遣留学生に不利益を与えないようにするための方策を確認すること、⑤その他、各大学において留学生等が安心して生活し、学業に専念できる相互サポート体制の構築を中心に、協議を進めている。

#### 【計画内容】

1. 本事業の対象となる外国人学生および日本人学生への学修上および生活上のサポートを円滑、迅速かつ的確に行う体制として、本事業に特化した連絡窓口を明確化し、かつ本事業に関する情報を一元化するためのホームページを KLS のホームページ内に設け、英語による情報提供を行う計画である。

2. 本事業の対象となる外国人学生および日本人学生が、災害、その他の緊急時において適切な対処行動を取り、円滑に安否情報や支援要請ができるようにサポートするための緊急時連絡体制を予め構築し、全ての関係者間でリスク管理方法について認識を共有できる体制を整備する。

3. 本事業を契機として立ち上げられたグローバル法務人材の養成ための大学間交流プログラムが、外国人学生ならびに日本人学生の修了後、および本事業の終了後においても、維持・拡充されるよう、修了生と大学の間および修了生間の持続的なコミュニケーションを可能にする連絡窓口の設置および同窓会の立ち上げを行う。

**事業の実施に伴う大学の国際化と情報の公開、成果の普及** 【①～④合わせて2ページ以内】

事業の実施に伴う大学の国際化と情報公開、成果の普及について、①～④の内容を実績・準備状況を踏まえて、計画内容を具体的に記入してください。

**① 事業の実施に伴う大学の国際化**

- 質の保証を伴った大学間交流の充実・発展のため、実施大学だけでなく他大学の学生も参加できる取組が設けられるなど柔軟で発展的なものとなっているか。
- 大学の国際化に向けた戦略的な目標等において、事業の意義及び方向性を明確に位置づけるとともに、相手大学も含めた組織的・継続的な教育連携を実施する体制が構築されているか。

**【実績・準備状況】**

本事業は、急速に国際化が進むメコン地域諸国が直面する課題に対し、偏狭なナショナリズムを超えて共通利益を見出ししていくことのできるグローバル法務人材を養成するためのフレームワークを創設するものである。それは KLS とメコン地域諸国の 6 大学の協働プログラムとして出発するが、それが目指すグローバル法務人材の持続的養成の意義は、これら 7 大学の内部に止める必然性はない。将来それはメコン地域諸国の他大学、さらには他地域の大学の参加を得て、広範なコンソーシアムの形成に通じることを想定している。KLS はすでにグローバル法学教育に関してアジア諸国・欧米の諸大学から多数の研究者等を招聘したシンポジウム“*How should law be taught in the globalizing world? Japanese and Asian Perspective on “Global Legal Education”*” (2014 年 12 月) を開催し、グローバル法学教育の展開を模索し始めている。本事業はその具体化の一環でもある。また、グローバル法学教育を展開するためのダブル・ディグリー・プログラムおよびジョイント・ディグリー・プログラムの創設について、ワシントン大学、オーストラリア国立大学等の間で協議を開始している。また、KLS はその受け皿として、日本版 LL.M. プログラムを創設すべく、他の法科大学院に先んじて 2017 年 4 月からの KLS-LL.M. の開設準備に取り組んでいる。

**【計画内容】**

大学の社会的使命を果たすべくグローバル化に積極的に対応することは、スーパーグローバル大学としての慶應義塾大学の基本戦略に沿うものである。慶應義塾大学は KLS が担う本事業を契機に、法分野におけるグローバル化を大学として先導し、政治的・経済的な対立の激化とテロが横行する現在の国際社会において安全保障を確保し、法ユビキタス社会の構築に寄与することを企図している。

この基本戦略を実現するためには、本事業で創設したフレームワークを基盤に、グローバル法務人材の養成に賛同し、参画する大学を、メコン地域諸国を起点に数段階にわたって拡充することが不可欠である。拡充の第 1 段階としては、ASEAN の諸大学（カンボジアの王立法律・経済大学、フィリピン大学ロー・スクール、インドネシア大学法学部、シンガポール国立大学法学部等）が、また、拡充の第 2 段階として、その他のアジア諸国のうち、英語による法学教育ないし LL.M. コースをもち、KLS が人的ネットワークをもつネパールのカトマンズ・ロー・スクール、香港大学法学部等との協働が考えられる。さらに、拡充の第 3 段階として、英語による法学教育プログラムの質を確保するために、既に KLS が交流協定をもつワシントン大学ロー・スクール、UCLA ロー・スクール、コーネル大学ロー・スクール等との協働が可能である。これらの諸大学との間では、ダブル・ディグリー・プログラムおよびジョイント・ディグリー・プログラムの創設を起点に、グローバル法務人材の養成のためのコンソーシアムの形成を目指していく。

**② 事務体制の強化**

- 本事業の取組に対応するため、事務局機能を強化するなど事業をサポートする全学的体制の充実（交流にかかる業務が一部の教職員に偏らないよう、窓口となる担当部署を設定し、教職員間の情報共有、意思疎通や各種問い合わせへの対応、事業運営上の関係者間の調整など）が図られているか。
- 招聘した外国人教員や外国人学生とのコミュニケーションを図れる程度の能力を有する事務職員を配置できるよう、事務職員の能力向上を推進しているか。

**【実績・準備状況】**

本事業の準備および実施については、KLS の事務局と本事業の受け皿となる KLS-LL.M. の担当教員および KLS の執行部からなるプロジェクト・チームを編成して対応している。そこでは、英語を母国語とし、ロー・スクールでの教育歴および外国法律事務所での勤務歴をもつ外国人教員を複数採用し、準備活動に参加している。本事業の事務総括は国際連携推進室が行い、事業推進にあたっては、学生部・スーパーグローバル事業推進室・学術研究支援部の各専門部局による全学的サポートを得る。

**【計画内容】**

本事業を所定の各年次に従って計画通りに実施し、さらにそれを将来も維持・拡充していくためには、それを継続的・安定的にサポートする事務部局の強化が不可欠である。そのために、本事業では、かねてから設置構想が提示されてきた慶應アジア太平洋法センター(Keio Asian Pacific Law Center: KAPLAC) (仮称)を設置し、活用することが計画されている。KAPLAC は本事業を含む法分野のグローバル化のための様々なプログラムの策定・準備と実施・運営を行うとともに、比較法情報、比較法学教育情報、関連情報の収集を行うことが予定されている。KAPLAC 設置構想自体は、既に前述した Top Global University Project: Keio Security Initiative, Keio Global Law Project for Asian Legal Community, “How should law be taught in the globalizing world? Japanese and Asian Perspective on “Global Legal Education” (2014年12月) で提唱されていたものである。

**③ 事業の実施、達成・進捗状況の評価体制**

- 事業の実施、達成状況を評価し、改善を図るための評価体制が整備されているか。

**【実績・準備状況】**

本事業の実施・達成状況を評価し、改善を図るための管理体制として、①学内において、第1次的には KLS の意思決定機関である法務研究科委員会が監督し、その結果は毎年の自己点検・評価報告の対象となる。自己点検・評価報告書は KLS のウェブサイトで対外的に公表される。②同じく学内において、第2次的に、本事業は本学における学術担当の常任理事に対して実施・達成状況が報告され、常任理事会による全学レベルでの評価・監督が行われる。③また、学外の観点からは、本事業は KLS が実施する事業の一環であることから、第三者機関による厳格な認証評価の対象となる。④さらに、それらとは別に、本事業に関する特別のホームページ(邦文および英文)を開設し、事業の実施状況を公開できるよう準備を進めている。

**【計画内容】**

本事業の開始後においては、前述したように、本事業の事務局となる慶應アジア太平洋法センター(KAPLAC) (仮称) を速やかに設置して、その専用ホームページ(邦文および英文)を開設し、本事業の実施・達成状況について、每学期定期的に情報を更新し、透明性の高い情報公開を行って第三者の目に晒すことにより、学内外(海外を含む)からのコメントを受けられるようにする。

**④ 国内外への情報提供の方法・体制**

- 質を保証する観点や学生の適切な判断・選択に資する観点から、取組の実施状況等や交流プログラムの詳細など必要な情報について、外国語による提供も含め、積極的に情報の発信を行うものとなっているか。
- 中央教育審議会大学分科会国際的な大学評価活動に関するワーキンググループ「国際的な大学評価活動の展開状況や我が国の大学に関する情報の海外発信の観点から公表が望まれる項目の例」(平成22年6月)が掲げる、国際的な活動に特に重点を置く大学において公表が望まれる項目について、大学のグローバル化に向けた戦略的な国内外への教育情報の発信を行うものとなっているか。
- 取組を通じて得られた成果について、ホームページ等による公表の他、報告会、発表会等の報告の場を設けて、各大学や学生、産業界等への普及を図るものとなっているか。

**【実績・準備状況】**

慶應義塾大学は、スーパーグローバル大学創成支援事業の一環として、平成28年6月に全学のウェブサイトのリニューアルを予定している。その際、特に、英語による国際的な情報発信の内容を強化していく。これは、本事業に関する対外的な情報提供の受け皿となる。また、すでに KLS は独自にホームページを開設しており、グローバル化関連のシンポジウム等の情報を発信している。これは本事業について、より詳細な事業の計画・実施状況に関する情報提供の場となる。

**【計画内容】**

本事業の開始後は、前述した情報提供に加えて、本事業の専用のホームページ(邦文および英文)を、事務局機能を担当する慶應アジア太平洋法センター(KAPLAC) (仮称) に開設し、本事業の実施・達成状況について、定期的に情報を更新し、透明性の高い情報公開を行う。公開情報の内容としては、本事業に含まれる留学生の受入・派遣に関する募集・応募方法・採用の情報、集中講義・科目履修・インターンシップに関する情報、シンポジウム・研究会等への参加募集およびその成果に関する情報、本事業のプログラムの修了生に関する情報、同窓会に関する情報等を含める予定である。

**達成目標** 【①、②、③で2ページ以内、④、⑤はそれぞれ1ページ以内、⑥は国内連携大学等数及びプログラム数に応じたページ数】  
 本事業を実施することによって達成しようとする目標について、下記の点に留意し、①～⑥に具体的に記入してください。

国民にとって分かりやすい具体的な目標が設定されているか。  
 アウトプットだけでなくアウトカムに関する具体的な目標が設定されているか。

**① 養成しようとするグローバル人材像について**  
 本事業において養成しようとするグローバル人材像が明確に設定されているか。

(i) 事業計画全体の達成目標 (事業開始～平成32年度まで)

本事業において養成する「グローバル法務人材」とは、メコン地域諸国で典型的に起きている投資・生産・流通・消費の急速な国際化に伴って生じる市場化のための法整備、および増大する法的紛争や経済・地域格差、公害・環境破壊、法令遵守の徹底、司法アクセスの平等化、国際標準の要求等の開発課題に対し、偏狭なナショナリズムに陥ることなく、グローバルで長期的な視野から、問題解決を提案し、人類の共通利益を増進させるべく、政府・企業・市民社会の各界でリーダーシップを発揮できる人材である。本事業のアウトプットは、本事業の各種プログラムを履修し、自国の法制度について英語で発信する能力を備え、グローバルなビジネス法務とセキュリティ法務の知識を修得し、市場化と民主化、開発と人権を両立させる観点から法的紛争を解決できる法曹、および法曹資格の有無を問わず、政府機関・国際機関・企業の法務関係業務、NGO等で活躍する法務専門職の輩出である。さらに、本事業のアウトカムは、そうしたグローバル法務人材の養成プログラムが本事業に参加する7大学のみならず、他大学にも拡大し、かつグローバル法務人材の持続的な養成システムが定着・拡充することである。

(ii) 中間評価までの達成目標 (事業開始～平成29年度まで)

1. 本事業への参加7大学がグローバル化に伴って直面する課題を確認し、グローバル法務人材の養成に必要な科目体系からなる、アジア発の固有の教育プログラムを策定する。
2. 本事業に参加するメコン地域諸国の全6大学から KLS-LL.M.への留学生、集中講義等への科目履修生、J.D.への留学生を計画数に従って受け入れる。
3. KLS の現役生または修了生からカンボジアのパニャサストラ大学法・行政管理学部、ベトナムの経済・法科大学、タイのタマサート大学法学部に留学生を派遣する。
4. グローバル法務人材の養成に必要な共通教材の開発、法学教育技能改善のための協働プロジェクトを開始し、関連するシンポジウムまたは研究会を開催する。

**②-1 学生に修得させる具体的能力のうち、一定の外国語力基準をクリアする学生数の推移について**  
 本事業計画において海外に留学する日本人学生数のうち、留学後に一定の外国語力基準をクリアする学生数に関する適切な目標が設定されているか。

(i) 本事業計画において定める外国語力基準及び同基準をクリアする学生数に関する達成目標

外国語力基準		達成目標	
		中間評価まで (事業開始～平成29年度まで)	事業計画全体 (事業開始～平成32年度まで)
	【参考】本事業計画において海外に留学する日本人学生数	21人 (延べ数)	78人 (延べ数)
1	TOEFL 94 (iBT), 240 (CBT); TOEIC 830	7人 (延べ数)	34人 (延べ数)
2	TOEFL 84 (iBT), 223 (CBT); TOEIC 770	14人 (延べ数)	44人 (延べ数)

(ii) 外国語力基準を定めた考え方  
 (※ (i) において、複数の外国語力基準を設けている場合は、それぞれについて明示すること)

本事業において養成を目標とするグローバル法務人材の要件として、①英語によって提供される授業を履修し、英語を用いて議論に参加し、エッセイの作成または筆記試験の解答ができること、および②自国の法制度について英語で説明することのできる能力の涵養を目指している。したがって、TOEFL 84 (iBT), 223 (CBT); TOEIC 770以上の能力を身につける必要があり、さらにTOEFL 94 (iBT), 240 (CBT); TOEIC

830 以上がなお望ましいと判断した。
(iii) 事業計画全体の目標達成に向けたプロセス（事業開始～平成 3 2 年度まで） (※ (i) において、複数の外国語力基準を設けている場合は、それぞれについて明示すること)
本事業において養成を目標とするグローバル法務人材の要件として、①英語によって提供される授業を履修し、英語を用いて議論に参加し、エッセイの作成または筆記試験の解答ができること、および②自国の法制度について英語で説明することのできる能力の涵養を目指している。そのためには、TOEFL 84 (iBT), 223 (CBT); TOEIC 770 以上の能力を身につける必要があり、さらに TOEFL 94 (iBT), 240 (CBT); TOEIC 830 以上がなお望ましいと判断した。両者の割合は、最初の 2 年度はそれぞれ 3 分の 2 と 3 分の 1、最終的にはそれぞれ 9 分の 4 と 9 分の 5 となることを目指す。
(iv) 中間評価までの目標達成に向けたプロセス（事業開始～平成 2 9 年度まで） (※ (i) において、複数の外国語力基準を設けている場合は、それぞれについて明示すること)
本事業において養成を目標とするグローバル法務人材の要件として、①英語によって提供される授業を履修し、英語を用いて議論に参加し、エッセイの作成または筆記試験の解答ができること、および②自国の法制度について英語で説明することのできる能力の涵養を目指している。中間評価時までには長くとも 1 年半しかないことから、3 分の 1 の留学生が TOEFL 94 (iBT), 240 (CBT); TOEIC 830 以上の能力を身につけている必要があると判断した。
<b>②-2 学生に修得させる具体的能力のうち、「②-1」以外について</b> ○ 本事業に参加する学生に修得させる具体的能力が設定されているか。
(i) 事業計画全体の達成目標（事業開始～平成 3 2 年度まで）
グローバルな視野をもち、①日本およびメコン地域諸国の法の特徴を各国の歴史的・文化的・政治的・経済的背景に相関し、かつ動的に変容するものとして理解すること、②市場化を促進するためのグローバル・ビジネス法務の知識を修得すること、③市場化と民主化、開発と人権を両立させ、社会の安定を維持しつつ発展を促すためのグローバル・セキュリティ法務の知識を修得すること、④急速な開発に伴う負の側面としての経済・地域格差、公害・環境破壊、法令遵守の不徹底、司法アクセスの不平等の問題に対処するための法制度に関する知識、および紛争解決方法に関する技能を修得することが求められる。
(ii) 中間評価までの達成目標（事業開始～平成 2 9 年度まで）
グローバル法務人材として必要な基礎的素養として、発展プロセスにある国家の法はその歴史的・文化的・政治的・経済的背景に照らし、相関的かつ動的に捉える必要があること（前記 (i) ①）、急速な開発プロセスにおいては急成長の負の側面としての経済・地域格差、公害・環境破壊、法令遵守の不徹底、司法アクセスの不平等の問題が生じることから、それに対処するための法制度の整備も同時考えなければならないこと（前記 (i) ④）については、達成目標としてのプライオリティが特に高い。これらの知識が、グローバル・ビジネス法務およびグローバル・セキュリティ法務（前記 (i) ②・③）について学修するための基盤となる。
<b>③ 質の保証を伴った大学間交流の枠組みの形成及び拡大に向けた具体的な取組について</b> ○ 質の保証を伴った大学間交流の枠組みの形成及び拡大に向けた具体的な取組が設定されているか。
(i) 事業計画全体の達成目標（事業開始～平成 3 2 年度まで）
本事業への参加 7 大学の間で、グローバル法務人材を養成するためのアジア発の固有プログラムの協働開発体制を構築し、その実現ツールとして、①留学生の受入と派遣、②集中講義等科目単位の授業の提供、③共通教材の開発、④法学教育技能を改善するための相互研修、⑤グローバル法務人材養成に関するシンポジウムおよび研究会の開催、⑥LL.M.取得のためのジョイント・ディグリー・プログラムの形成に向けた英語共通科目の策定、⑦グローバル法務人材養成のための大学間コンソーシアムの形成準備を行う。
(ii) 中間評価までの達成目標（事業開始～平成 2 9 年度まで）
前記 (i) のうち、①・②・③・④・⑤に着手し、①については本事業への参加 7 大学から LL.M.コースをもつ大学への留学生の派遣を実施する。同⑥について、LL.M.コースをもつ大学間での将来のジョイント・ディグリー・プログラムの形成に向けた英語共通科目の試行を行い、同プログラムの創設の合意と準備が整った大学との間で同プログラムを実施する。同⑦について、コンソーシアムの形成に向けた具体的な協議を開始し、概要を詰める。

## ④ 本事業計画において海外に留学する日本人学生数の推移

○ 本事業計画において日本人学生の派遣数に関する適切な目標が設定されているか。

現状（平成27年5月1日現在）※1

0人

## (i) 日本人学生数の達成目標

事業計画全体の達成目標（事業開始～平成32年度まで）	78人（延べ数）
中間評価までの達成目標（事業開始～平成29年度まで）	21人（延べ数）

[上記の内訳]

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
合計人数	6人	15人	15人	21人	21人	78人

## (ii) 目標を設定した考え方及び達成までのプロセス（事業計画全体、中間評価までの双方について）

メコン地域諸国の相手大学（6大学）への日本人留学生の派遣については、以下のとおりである。

1. すでにLL.M.コースをもつカンボジアのパニャサストラ大学法・行政管理学部、ベトナムの経済・法科大学、タイのタマサート大学法学部に対し、KLSの現役学生または修了生から、毎年合計3名を派遣する。その際には、現地の法律事務所、企業、法整備支援プロジェクト・オフィス等でのインターンを実施する。

ただし、平成28年度は周知・募集・準備期間が短いことから、目標数は0名である。

2. KLSの現役学生または修了生のうち、開発法学または法整備支援フォーラム・プログラムの受講者から、エクスターンシップ生として、メコン地域諸国の相手大学に対し、12名（平成29～30年度）ないし18名（平成31～32年度）を派遣する。原則として、各相手大学に2名または3名を派遣する。

ただし、平成28年度は周知・募集・準備期間が短いことから、目標数を6名とする。

※1 現状は、事業の取組単位（全学、学部等）における平成27年5月1日現在の人数を記入すること。

（大学名： 慶應義塾大学 ）（タイプ：B）

## ⑤ 本事業計画において受け入れる外国人学生数の推移

○ 本事業計画において外国人学生の受入数に関する適切な目標が設定されているか。

現状（平成27年5月1日現在）※1

3人（留学生の大半が9月入学・3月帰国のため）

## (i) 外国人学生数の達成目標

事業計画全体の達成目標（事業開始～平成32年度まで）	127人（延べ数）
中間評価までの達成目標（事業開始～平成29年度まで）	22人（延べ数）

[上記の内訳]

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
合計人数	1人	21人	21人	42人	42人	127人

(ii) 目標を設定した考え方及び達成までのプロセス（事業計画全体、中間評価までの双方について）  
メコン地域諸国相手大学（6大学）からの留学生の受入については、以下のとおりである。

1. KLS-LL.M.への正規留学生として、6名（平成29～30年度）ないし10名（平成31～32年度）を受け入れる。原則として、各相手大学から最低1名を受け入れる。

ただし、KLS-LL.M.の開設は平成29年4月の予定であることから、平成28年度は0名である。

2. KLSのJ.D.への半年間の交換留学生として、3名（平成29～30年度）ないし6名（平成31～32年度）を受け入れる。平成31年度からは、原則として、各相手大学から最低1名を受け入れる。

ただし、平成28年度は周知・募集・準備期間が短いことから、目標数を1名とする。

3. KLSの集中講義、その他の科目履修の受講生として、12名（平成29～30年度）ないし24名（平成31～32年度）を受け入れる。原則として、各相手大学から最低1名（平成29～30年度）ないし同2名（平成31～32年度）を受け入れる。

ただし、平成28年度は周知・募集・準備期間が短いことから、0名とし、翌年以降、目標数を12名とする（できる限り24名となることを目指す）。

※1 現状は、事業の取組単位（全学、学部等）における平成27年5月1日現在の人数を記入すること。

（大学名： 慶應義塾大学 ）（タイプ：B）

⑥交流する学生数について

○ 外国人及び日本人学生数の推移については、外国人学生の受入のみに偏らず、相当数の日本人学生の海外派遣を伴う、双方向の交流活動が発展するような達成目標となっているか。

(i) 本事業で計画している交流学生数

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		合計	
	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入
各年度の事業計画全体の派遣及び受入合計人数(交流期間、単位取得の有無は問わない)。	6人	1人	15人	21人	15人	21人	21人	42人	21人	42人	78人	127人

(ii) 国内大学及び交流プログラムごとの交流学生数

ASEAN+3学生交流のためのガイドラインより

学習期間	(a) 3ヶ月未満
	(b) 3ヶ月以上6ヶ月未満
	(c) 6ヶ月以上1年以下
	(d) 1年より長期間

(プログラムの)タイプ	(a) 単位取得型
	(b) 学位取得型
	(c) その他

1. 【代表申請大学】

大学名	慶應義塾大学
-----	--------

	交流プログラム名(又は相手大学名)	相手大学名(国名)	交流方向	交流形態		交流学生数					
				学習期間	タイプ	H28	H29	H30	H31	H32	合計
1	パニャサストラ大学	カンボジア	派遣	(a) 3ヶ月未満	(a)	1	2	2	3	3	11
			派遣	(c) 6ヶ月以上1年以下	(a)	0	1	1	1	1	4
			受入	(a) 3ヶ月未満	(a)	0	2	2	4	4	12
			受入	(c) 6ヶ月以上1年以下	(a)	0	1	1	1	1	4
			受入	(d) 1年より長期間	(b)	0	1	1	2	2	6
2	経済・法科大学	ベトナム	派遣	(a) 3ヶ月未満	(a)	1	2	2	3	3	11
			派遣	(c) 6ヶ月以上1年以下	(a)	0	1	1	1	1	4
			受入	(a) 3ヶ月未満	(a)	0	2	2	4	4	12
			受入	(c) 6ヶ月以上1年以下	(a)	0	1	1	1	1	4
			受入	(d) 1年より長期間	(b)	0	1	1	2	2	6
3	タマサート大学	タイ	派遣	(a) 3ヶ月未満	(a)	1	2	2	3	3	11
			派遣	(c) 6ヶ月以上1年以下	(a)	0	1	1	1	1	4
			受入	(a) 3ヶ月未満	(a)	0	2	2	4	4	12
			受入	(c) 6ヶ月以上1年以下	(a)	0	1	1	1	1	4
			受入	(d) 1年より長期間	(b)	0	1	1	2	2	6
4	ハノイ法科大学	ベトナム	派遣	(a) 3ヶ月未満	(a)	1	2	2	3	3	11
			受入	(a) 3ヶ月未満	(a)	0	2	2	4	4	12
			受入	(c) 6ヶ月以上1年以下	(a)	1	0	0	1	1	3
			受入	(d) 1年より長期間	(b)	0	1	1	2	2	6
5	ラオス国立大学	ラオス	派遣	(a) 3ヶ月未満	(a)	1	2	2	3	3	11
			受入	(a) 3ヶ月未満	(a)	0	2	2	4	4	12
			受入	(c) 6ヶ月以上1年以下	(a)	0	0	0	1	1	2
			受入	(d) 1年より長期間	(b)	0	1	1	2	2	6
6	ヤンゴン大学	ミャンマー	派遣	(a) 3ヶ月未満	(a)	1	2	2	3	3	11
			受入	(a) 3ヶ月未満	(a)	0	2	2	4	4	12
			受入	(c) 6ヶ月以上1年以下	(a)	0	0	0	1	1	2
			受入	(d) 1年より長期間	(b)	0	1	1	2	2	6

## 2.【国内連携大学等】

大学等名		交流 方向	交流形態		交流学生数					
交流プログラム名 (又は相手大学名)	相手大学名(国名)		学習期間	タイプ	H28	H29	H30	H31	H32	合計
1		派遣								0
		受入								0
2		派遣								0
		受入								0

## 3.【国内連携大学等】

大学等名		交流 方向	交流形態		交流学生数					
交流プログラム名 (又は相手大学名)	相手大学名(国名)		学習期間	タイプ	H28	H29	H30	H31	H32	合計
1		派遣								0
		受入								0
2		派遣								0
		受入								0

(大学名：慶應義塾大学 )(タイプ:B)

## (iii) 本事業で計画している交流学生数(派遣・受入別 集計)

## 日本人学生の派遣

## 【交流形態別 集計】

学習期間	プログラムのタイプ	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
3ヶ月未満	単位取得型	6	12	12	18	18	66
	学位取得型	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
3ヶ月以上6ヶ月未満	単位取得型	0	0	0	0	0	0
	学位取得型	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
6ヶ月以上1年以下	単位取得型	0	3	3	3	3	12
	学位取得型	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
1年より長期間	単位取得型	0	0	0	0	0	0
	学位取得型	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
(年度別)合計		6	15	15	21	21	78

## 【交流相手国別 集計】

交流相手国※1	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計	
カンボジア	1	3	3	4	4	15	
ラオス	1	2	2	3	3	11	
ミャンマー	1	2	2	3	3	11	
ベトナム	2	5	5	7	7	26	
その他(上記4カ国以外)	1	3	3	4	4	15	
(年度別)合計※2		6	15	15	21	21	78

## 外国人学生の受入

## 【交流形態別 集計】

学習期間	プログラムのタイプ	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
3ヶ月未満	単位取得型	0	12	12	24	24	72
	学位取得型	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
3ヶ月以上6ヶ月未満	単位取得型	0	0	0	0	0	0
	学位取得型	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
6ヶ月以上1年以下	単位取得型	1	3	3	6	6	19
	学位取得型	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
1年より長期間	単位取得型	0	0	0	0	0	0
	学位取得型	0	6	6	12	12	36
	その他	0	0	0	0	0	0
(年度別)合計		1	21	21	42	42	127

## 【交流相手国別 集計】

交流相手国※1	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計	
カンボジア	0	4	4	7	7	22	
ラオス	0	3	3	7	7	20	
ミャンマー	0	3	3	7	7	20	
ベトナム	1	7	7	14	14	43	
その他(上記4カ国以外)	0	4	4	7	7	22	
(年度別)合計		1	21	21	42	42	127

※1:複数の交流相手先からいずれか一つを選択するプログラムなど、計画調書において交流相手国が未確定の場合は、そのうちの一つを選択して計上している。

※2:【交流形態別 集計】の(年度別)合計とは一致しない場合がある。(一人の学生が複数国の大学に派遣される交流プログラムの場合は、各国に計上しているため。)

(大学名: 慶應義塾大学 )(タイプ:B)

**大学の世界展開に向けた取組の実績** 【国内の大学等 1 校につき、①は 2 ページ以内、②は 1 事業ごとに 1 ページ以内】

大学等名	慶應義塾大学
------	--------

**① 取組の実績**

- 英語による授業の実施や留学生との交流、海外の大学と連携して学位取得を目指す交流プログラムの開発等による国際的な教育環境の構築などに取り組んできた実績を有しているか。
- 海外の有力大学が参加する国際的なネットワークへの参加や、単なる枠組みの形成にとどまらない、実質的な交流が継続して行われてきた実績を有しているか。
- 国際化に対応するため、外国人教員や国際的な教育研究の実績を有する日本人教員の採用や、FD等による教員の資質向上に取り組んできた実績を有しているか。特に、そのために国際公募、年俸制、テニュアトラック制等を実施・導入しているか。
- 英語のできる国際担当職員の配置、語学等に関する職員の研修プログラムなど、事務体制の国際化に取り組んできた実績を有しているか。
- 厳格な成績管理、学生が履修可能な上限単位数の設定、明確なシラバスの活用等による学修課程と出口管理の厳格化など、単位の実質化に取り組んできた実績を有しているか。

※大学におけるこれまでの世界展開に向けた取組の実績について、事業との関連性を踏まえつつ上記の点にも言及して具体的に分かりやすく記入するとともに、記入した内容の裏付けとなる資料を様式 1 1④に貼付してください。

**1. 国際的な教育環境の構築**

本学は国際的な教育環境の構築を積極的に行ってきた。

学部における学位取得可能な英語のプログラムとしては、「総合政策学部・環境情報学部：Global Information and Governance Academic (GIGA) Program (2011 年 9 月開設後 2015 年 9 月拡大)」があるが、経済学部において、「Programme in Economics for Alliances, Research and Leadership (PEARL)」が 2016 年 9 月に開設される予定である。2016 年 4 月から全学部学生を対象とした英語（またはその他の外国語）による授業で一定単位を取得した学生に修了証を与えるプログラム Global Interdisciplinary Courses (GIC) を開始した。英語のみで入学してくる学生を受け入れられるように、GIC において学部共通の英語カリキュラムを用意し、各学部が用意する英語による専門コース（経済学部：プロフェッショナル・キャリア・プログラム (PCP)、商学部：グローバル・パスポート・プログラム(GPP)など）に接続することで、「全ての学部・研究科」で外国語のみで卒業できる一貫コースの体制の整備が進められることになる。GIC を提供する GIC センターはスーパーグローバル大学創成支援事業の一環で設立されたが、センター独自の開設科目は約 80 科目を予定している。また、主として留学生の受け皿組織である国際センターにおいて開講されている全学横断的に履修可能な「国際センター講座」は、外国および日本の文化や社会、国際関係を理解するために英語で開設されている（2016 年度開設科目数：約 80 科目）。一方、大学院においては、「経済学研究科：Sciences Po-Keio Double Masters Degree in Economics Programme (修士課程) (2009 年設置)」、「商学研究科：世界銀行国際租税留学制度 (修士課程) (1996 年設置)」、「理工学研究科 先端科学技術国際コース (修士課程・後期博士課程) (2003 年設置)」、「政策・メディア研究科：国際コース (修士課程) (2006 年設置)」、「政策・メディア研究科：環境イノベータプログラム (修士課程・後期博士課程) (2011 年設置)」、「システムデザイン・マネジメント研究科：System Design and Management Course (修士課程・後期博士課程) (2010 年設置)」、「メディアデザイン研究科 (修士課程・後期博士課程) (2008 年設置)」といった英語プログラムがそれぞれ着実に実施されている。

また、本学は日本の大学としていち早く海外の協定校とのダブル・ディグリー・プログラムを実施してきた実績がある。具体的には、「文学研究科とマルティン・ルター・ハレ・ヴィテンベルク大学 (ドイツ)」、「経済学研究科、商学研究科、メディアデザイン研究科の CEMS MIM (国際経営学修士) プログラム」、「理工学部とエコールサントラルグループ (リール、リヨン、マルセイユ、ナント、サントラルスペレック) (フランス)」、「理工学研究科とルンド大学 (スウェーデン)、ミラノ工科大学 (イタリア)、パリ国立高等鉱業学校 (MINES ParisTech) (フランス)、スウェーデン王立工科大学 (スウェーデン)、ミュンヘン工科大学 (ドイツ)、テレコムブルターニュ (フランス)、アーヘン工科大学 (ドイツ)、マドリード工科大学 (スペイン)、ルーヴァンカソリック大学 (ベルギー)、ブリュッセル自由大学 (ベルギー)」、「経営管理研究科と ESSEC (修士課程) (フランス)、WHU Otto Beisheim Graduate School of Management (修士課程) (ドイツ)、HEC Paris (修士課程) (フランス)」、「政策・メディア研究科と延世大学 (韓国)、復旦大学 (中国)」などである。これらから今まで約 250 名の修了者を出す等の実績をあげてきた。本構想においては、KLS を中核にして相手大学との間でジョイント・ディグリー・プログラムの創設に向けて、協力を推進することを計画している。本学ではジョイント・ディグリー・プログラムの具体的な検討は初めてであり、質を伴う学生の交換はさらに推進されることになる。

このような全学の一体的な取り組みにより、本学の国際的な教育環境のさらなる進展が期待される。

## 2. 国際コンソーシアムへの加盟

慶應義塾大学は、現在世界の約 300 の大学・高等教育機関と協定を締結しており、また、国際コンソーシアムへの加盟・活動を通して、世界の有力な高等教育機関とのグローバル・ネットワークを構築している。本学が加盟している組織は主要なものとして、APRU (Association of Pacific Rim Universities)、CEMS (Community of European Management Schools and International Companies)、T.I.M.E. (Top Industrial Managers Europe)などがある。特に APRU においては強いリーダーシップを発揮しており、2002 年の加盟後、2007 年に APRU 博士課程学生会議、2008 年に APRU 学長会議、2010 年に APRU 副学長クラス会議を主催しているほか、さまざまなレベルの APRU 会議へ学長・副学長他が出席し、環太平洋地域の高等教育機関との有益な国際連携活動を積極的に展開している。

## 3. 教員の国際化への対応と質的向上

本学では、大学設置当初に 3 名の学科長を米国ハーバード大学から迎えるなど、日本においてはいち早く教員の国際化を進めてきた実績がある。全学的に、教員採用にあたっては、現在はほぼすべてウェブサイトにて公募を行っており、海外からの応募も可能であり、外国人を含む海外からの教員の採用実績もある。約 5,400 人の教員のうちの約 540 人が外国人教員であり、そのうち、専任教員は 100 人となっている。外国人教員を、年俸制等を活用して雇用することで海外との連携を深め、日本人学生にとって海外留学へのハードルを下げ、かつ留学への意欲を掻き立てることにつなげている。2014 年よりクロスアポイントメントによる海外副指導教授の雇用を推進するとともに、テニュアトラック制度を再設計し、国際公募を行っている。このことにより、KLS を含む 5 学部 3 研究科で任用および任用の検討が進むこととなった。また、FD の一環として、「塾派遣留学」、「福澤基金による教員の留学」制度などを設けており、全学で毎年 20 人強の教員が海外留学をしている。米国、欧州、中国などの協定大学と、学術交流による教員の交換も行うなど、教員が自発的に英語で授業を行いそのスキルアップを行う機会を、大学として積極的に提供している。近年ではダブル・ディグリー制度の実施や、各種の国際ネットワークへの積極的な参加などに伴い、パートナー大学との教員同士の交流や訪問等が増えている。

## 4. 事務職員と事務体制の国際化

本学では、事務職員の育成の重要性、および、事務職員のプロフェッショナル化の必要性をいち早く認識し、特に、国際業務における人材育成の重要性に鑑み、外部（フルブライト委員会の International Administrator Program）の短期留学に毎年職員を派遣するなどしていた。また、全世界から国際交流担当者が集まる米国の NAFSA (Association for International Educators) や、同様の組織の欧州版である EAIE (European Association for International Education)、アジア版の APAIE (Asia Pacific Association for International Education) 等に毎年職員を派遣して、国際交流業務を円滑に実施するためのスキル、知識習得の機会を実践的に行っている。職員人事研修制度の一環として、国外派遣研修制度のほか、日常業務で英語を使用する機会が多い部門の若手職員に対し、英文メールの研修の実施、SAF (Study Abroad Foundation) や British Council といった組織が主催する研修プログラムへの職員派遣、JSPS ロンドン研究連絡センターにある慶應ロンドンオフィスへの派遣も若手職員の国際業務の OJT として、機会を提供している。職員採用にあたっては、高度な知識、英語力などもその採用の重要な要件として考慮しており、新卒のみならず、経験者採用や専門的なポジション採用も導入し、学内の各部署に配置している。

## 5. 単位の実質化に向けた取組

各部門では、良質な教育を行うことに腐心し、委員会の設置等を通じた成績評価、授業評価システムの確立、アンケート等の実施といった取組を行ってきた。なかでも、前述の英語のプログラムを開設している部門においては、スーパーグローバル大学事業の前身のグローバル 30 事業を通じて様々な取り組みを実施してきた。GIGA Program を実施している総合政策学部・環境情報学部では評価分布のガイドラインを定め、開設以来一貫して、厳格な基準による信頼度の高い評価を行っている（評価：ABCD のうち、A：上位 20%程度、D：下位 20%以内）。また、教育改善のための授業評価も実施している。経済学研究科では、Sciences Po-Keio Double Masters Degree in Economics Programme のなかで、両校の教職員から成るプログラム委員会を組織し、その委員会の協議の下、カリキュラム編成や入口・出口管理などカリキュラムに見合った高い教育水準の維持に努めている。プログラム委員会が両校において提供している科目の学術水準を恒常的に監査し、必要に応じてカリキュラムの改善等といったことも行った。

大学等名	慶應義塾大学
<b>② 取組の評価</b>	
<input type="radio"/> 文部科学省の大学教育再生戦略推進費による経費支援を受けて実施し、終了した事業がある場合、事業目的が実現された旨の評価を得ているか。 ※事後評価結果を貼付してください。	
該当なし	

**交流プログラムを実施する相手大学について** 【ページ数については、相手大学ごとに①、②合わせて1ページ以内】

交流プログラムを実施する相手大学に関して、

①については、交流プログラムの内容や交流期間など、相手大学との交流実績が分かるように記入してください。

(本事業における交流プログラムとの関連性や現在の交流の有無は問いません。)

なお、交流実績が無い場合は、交流実績が無くとも本事業が実施できると判断した理由及び背景等を説明してください。

②については、相手大学との交流プログラム実施に向けた準備状況について具体的に分かりやすく記入してください。

また、交流を実施するまでの具体的なスケジュールについても記入してください。

なお、申請に当たり、相手大学の合意を得ている根拠となる資料の写しを様式10③に貼付してください。

相手大学名  
(国名)

パニャサストラ大学 法・行政管理学部 (カンボジア)

**① 交流実績 (交流の背景)**

○ 交流プログラムを実施する相手大学との交流実績を有しているか。

パニャサストラ大学 (カンボジア) と KLS は、従来は交流プログラムを策定・実施していない。

しかし、カンボジアの民法・民事訴訟法分野の法整備支援に携わっている KLS の担当教員、およびアジア共通契約法原則(Principles of Asian Contract Law: PACL)の形成プロジェクトを推進する KLS の担当教員を通じて、パニャサストラ大学の法・行政管理学部とは恒常的にコンタクトをとっており、かねてから KLS との間で交流プログラムを策定・具体化することについて、話し合いを継続してきた。

パニャサストラ大学の法・行政管理学部は、そのほとんどの授業科目を英語で提供し、英語での学位論文の提出による LL.M.および Ph.D.の取得を可能にしている。この点で、カンボジアの大学のグローバル化をリードする先端的な取り組みを行ってきた実績をもつ。

**② 交流に向けた準備状況**

○ 交流プログラムの実施に向けた相手大学との準備 (大学ごとの役割・実施体制の明確化など) が十分なされているか。

現在、パニャサストラ大学の法・行政管理学部長を介して、グローバル法務人材の養成のための交流プログラムの策定について協議を行っている。

現時点では、グローバル法務人材の養成のために、相互に提供可能な英語による授業科目につき、科目名、担当者、単位数、成績評価方法、開講時期等について確認と検討を行っている。

2016年5月9日に、KLS側から学生の派遣・受入、教員の相互交流に関する具体的な協力内容に関する提案を行い、それに対する返信を2016年5月16日に得ている。

これを踏まえ、KLS内でさらに詳細な検討を行っており、2016年7月中の交流協定の締結に向けて準備を進めている。

**交流プログラムを実施する相手大学について** 【ページ数については、相手大学ごとに①、②合わせて1ページ以内】

交流プログラムを実施する相手大学に関して、

①については、交流プログラムの内容や交流期間など、相手大学との交流実績が分かるように記入してください。

(本事業における交流プログラムとの関連性や現在の交流の有無は問いません。)

なお、交流実績が無い場合は、交流実績が無くとも本事業が実施できると判断した理由及び背景等を説明してください。

②については、相手大学との交流プログラム実施に向けた準備状況について具体的に分かりやすく記入してください。

また、交流を実施するまでの具体的なスケジュールについても記入してください。

なお、申請に当たり、相手大学の合意を得ている根拠となる資料の写しを様式10③に貼付してください。

相手大学名  
(国名)

ラオス国立大学 法・政治学部 (ラオス)

**① 交流実績 (交流の背景)**

○ 交流プログラムを実施する相手大学との交流実績を有しているか。

ラオス国立大学 (ラオス) と KLS は、従来は交流プログラムを策定・実施していない。

しかし、ラオスの民法分野の法整備支援に携わっている KLS の民法担当教員がラオス国立大学法・政治学部をほぼ毎年訪問し、民法の教科書、事例問題集、モデル・ハンドブックの作成、民法典草案の起草に関して、同学部の民法担当教員と恒常的にコンタクトをとり、同学部の学生たちが置かれている学修環境、学生たちのニーズ等を聴取し、現在ラオスで求められている法学教育教材のあり方、教材開発のための協働の仕方等について継続的に協議を重ねてきた。また、2012年8月、2014年8月には KLS の民法担当教員が慶應義塾大学法学部の学生を引率し、ラオス国立大学法・政治学部の学生と、民法学習の方法について意見交換する交流を行ってきた。その際、日本の学生がラオスを訪問するだけでなく、ラオスの学生も日本を訪問し、それぞれの社会の現状を肌で感じつつ、相互交流することが (費用面等の問題によって) 現時点ではできないことについて、ラオスと日本の学生の双方から、改善策に対する要望が強く出された。

2016年3月には、KLS の民法担当教員がラオス国立大学法・政治学部の学生と交流会をもち、日本の近代化と法改革についてプレゼンテーションを行い、それを題材にして近代化のための開発のプラス面とマイナス面、それを調整するための法改革のあり方について、議論が白熱した。多くの参加学生から、日本の発展過程における法改革の意義について、日本で学び、それをラオスに持ち帰ってフィードバックしたいという希望が出された。

**② 交流に向けた準備状況**

○ 交流プログラムの実施に向けた相手大学との準備 (大学ごとの役割・実施体制の明確化など) が十分なされているか。

前述①のような交流経緯と相互交流プログラムの策定を求める需要の大きさを踏まえ、現在、ラオス国立大学法・政治学部長を介して、グローバル法務人材の養成のための交流プログラムの策定について協議を行っている。

現時点では、グローバル法務人材の養成のために、KLS の LL.M. のコース、または LL.M. もしくは J.D. の集中講義等の科目履修に対する需要、相互に提供可能な英語による授業科目につき、科目名、担当者、単位数、成績評価方法、開講時期等についての確認と検討を行っている。

2016年5月9日に、KLS 側から学生の派遣・受入、教員の相互交流に関する具体的な協力内容に関する提案を行い、それに対する返信を 2016年5月11日に得ている。

これを踏まえ、KLS 内でさらに詳細な検討を行っており、2016年7月中の交流協定の締結に向けて準備を進めている。

**交流プログラムを実施する相手大学について** 【ページ数については、相手大学ごとに①、②合わせて1ページ以内】

交流プログラムを実施する相手大学に関して、

- ①については、交流プログラムの内容や交流期間など、相手大学との交流実績が分かるように記入してください。  
 (本事業における交流プログラムとの関連性や現在の交流の有無は問いません。)  
 なお、交流実績が無い場合は、交流実績が無くとも本事業が実施できると判断した理由及び背景等を説明してください。
- ②については、相手大学との交流プログラム実施に向けた準備状況について具体的に分かりやすく記入してください。  
 また、交流を実施するまでの具体的なスケジュールについても記入してください。  
 なお、申請に当たり、相手大学の合意を得ている根拠となる資料の写しを様式10③に貼付してください。

相手大学名  
(国名)

ヤンゴン大学 法学部

**① 交流実績 (交流の背景)**

- 交流プログラムを実施する相手大学との交流実績を有しているか。

ヤンゴン大学法学部(YUL)と KLS は、従来は交流プログラムを策定・実施していない。  
 KLS の修了生で、KLS の「開発法学」・「法整備支援 WP」を履修し、修了後、2016年3月まで YUL で教鞭をとっていた元教員を介し、YUL の学生 (学部生および大学院生) たちが法律を学びたいと考えた動機、興味をもっている法分野、学修環境に対する要望等、学生たちのニーズを聴取した。それを踏まえて、現在の法学教育教材の改善の余地、教材開発のための協働の仕方等についても、KLS の関心事を伝え、交流プログラムの創設に向けた協議をスタートさせた。

**② 交流に向けた準備状況**

- 交流プログラムの実施に向けた相手大学との準備 (大学ごとの役割・実施体制の明確化など) が十分なされているか。

前述①のような情報収集活動を経て、現在、ヤンゴン大学の副学長や法学部長、法学部助教授、法学部教授を介して、グローバル法務人材の養成のための交流プログラムの策定について協議を行っている。

現時点では、グローバル法務人材の養成のために、KLS の LL.M. のコース、または LL.M. もしくは J.D. の集中講義等の科目履修に対する YUL 側の学生の需要、相互に提供可能な英語による授業科目につき、科目名、担当者、単位数、成績評価方法、開講時期等についての確認と検討を行っている。

その後、2016年5月9日に、KLS 側から学生の派遣・受入、教員の相互交流に関する具体的な協力内容に関する提案を行い、それに対する返信を2016年5月13日に得ている。

これを踏まえ、KLS 内でさらに詳細な検討を行っており、2016年7月中の交流協定の締結に向けて準備を進めている。

**交流プログラムを実施する相手大学について** 【ページ数については、相手大学ごとに①、②合わせて1ページ以内】

交流プログラムを実施する相手大学に関して、

- ①については、交流プログラムの内容や交流期間など、相手大学との交流実績が分かるように記入してください。  
 (本事業における交流プログラムとの関連性や現在の交流の有無は問いません。)  
 なお、交流実績が無い場合は、交流実績が無くとも本事業が実施できると判断した理由及び背景等を説明してください。
- ②については、相手大学との交流プログラム実施に向けた準備状況について具体的に分かりやすく記入してください。  
 また、交流を実施するまでの具体的なスケジュールについても記入してください。  
 なお、申請に当たり、相手大学の合意を得ている根拠となる資料の写しを様式10③に貼付してください。

相手大学名  
(国名)

ベトナム国立大学・ホーチミン市 経済・法科大学 (ベトナム)

**① 交流実績 (交流の背景)**

- 交流プログラムを実施する相手大学との交流実績を有しているか。

ベトナム国立大学・ホーチミン市 経済・法科大学 (ベトナム) と KLS は、従来は交流プログラムを策定・実施していない。

しかし、ベトナムの民法・民事訴訟法分野の法整備支援に携わっている KLS の担当教員、およびアジア共通契約法原則(Principles of Asian Contract Law: PACL)の形成プロジェクトを推進する KLS の担当教員を通じて、ベトナム国立大学・ホーチミン市 経済・法科大学とは恒常的にコンタクトをとっており、かねてから KLS との間で交流プログラムを策定・具体化することについて、話し合いを継続してきた。

ベトナム国立大学・ホーチミン市 経済・法科大学は、ベトナム語のほか、英語、フランス語による学位論文の提出による LL.M.の取得を可能にしており、英語による授業科目も提供している。この点で、ベトナムの大学のグローバル化をリードする先端的な取り組みを行ってきた実績をもつ。

**② 交流に向けた準備状況**

- 交流プログラムの実施に向けた相手大学との準備 (大学ごとの役割・実施体制の明確化など) が十分なされているか。

現在、ベトナム国立大学・ホーチミン市 経済・法科大学の副学長を介して、グローバル法務人材の養成のための交流プログラムの策定について協議を行っている。

現時点では、グローバル法務人材の養成のために、相互に提供可能な英語による授業科目につき、科目名、担当者、単位数、成績評価方法、開講時期等について確認と検討を行っている。

また、同大学は、約 10 年間にわたり、パリ第 2 大学との協働により、学生・教員の交流プログラムおよびジョイント・プログラムを実施し、数百人のフランス人学生が同大学に留学し、プログラムを修了ないし履修した実績をもっている。この実績に基づく経験は、今回の KLS との交流プログラムでも活用可能であることを副学長との間で確認している。

2016 年 5 月 9 日に、KLS 側から学生の派遣・受入、教員の相互交流に関する具体的な協力内容に関する提案を行い、それに対する返信を 2016 年 5 月 16 日に得ている。

これを踏まえ、KLS 内でさらに詳細な検討を行っており、2016 年 7 月中の交流協定の締結に向けて準備を進めている。

**交流プログラムを実施する相手大学について** 【ページ数については、相手大学ごとに①、②合わせて1ページ以内】

交流プログラムを実施する相手大学に関して、

①については、交流プログラムの内容や交流期間など、相手大学との交流実績が分かるように記入してください。

(本事業における交流プログラムとの関連性や現在の交流の有無は問いません。)

なお、交流実績が無い場合は、交流実績が無くとも本事業が実施できると判断した理由及び背景等を説明してください。

②については、相手大学との交流プログラム実施に向けた準備状況について具体的に分かりやすく記入してください。

また、交流を実施するまでの具体的なスケジュールについても記入してください。

なお、申請に当たり、**相手大学の合意を得ている根拠となる資料の写しを様式10③に貼付してください。**

相手大学名  
(国名)

ハノイ法科大学 (ベトナム)

**① 交流実績 (交流の背景)**

○ 交流プログラムを実施する相手大学との交流実績を有しているか。

ハノイ法科大学(HLU)と KLS は、従来は交流プログラムを策定・実施していない。

しかし、2015年11月、KLSの担当者がHLUを訪問し、学生との面談を行い、学生(学部生および大学院生)たちが法律を学びたいと考えた動機、興味をもっている法分野、学修環境に対する要望等、学生たちのニーズを聴取した。それを踏まえて、現在の法学教育教材の改善の余地、教材開発のための協働の仕方等についても協議した。

HLUの学生からは、日本に長期留学または短期研修のために訪問し、会社法、金融法、倒産法、国際取引法、知的財産法、行政法等について英語による授業を受ける一方で、企業、官庁、法律事務所等へのインターンシップとリンクさせたプログラムがあると魅力的である等の意見があった。

この調査を契機にして、HLUとKLSの学生の相互交流、HLUが英語によって提供する法律科目とKLSの科目との単位互換や相互履修・単位認定の可能性、ベトナムと日本がそれぞれ直面する法律問題および共通に直面する法律問題を題材にした研究会やシンポジウムの共同開催の可能性等について、協議を始めた。

**② 交流に向けた準備状況**

○ 交流プログラムの実施に向けた相手大学との準備(大学ごとの役割・実施体制の明確化など)が十分なされているか。

前述①のような準備調査と準備交渉を経て、現在、HLUの副学長を介して、グローバル法務人材の養成のための交流プログラムの策定について協議を行っている。

現時点では、グローバル法務人材の養成のために、KLSのLL.M.のコース、またはLL.M.もしくはJ.D.の集中講義等の科目履修に対する需要、相互に提供可能な英語による授業科目につき、科目名、担当者、単位数、成績評価方法、開講時期等についての確認と検討を行っている。

2016年5月9日に、KLS側から学生の派遣・受入、教員の相互交流に関する具体的な協力内容に関する提案を行い、それに対する返信を2016年5月11日に得ている。

これを踏まえ、KLS内でさらに詳細な検討を行っており、2016年7月中の交流協定の締結に向けて準備を進めている。

**交流プログラムを実施する相手大学について** 【ページ数については、相手大学ごとに①、②合わせて1ページ以内】

交流プログラムを実施する相手大学に関して、

①については、交流プログラムの内容や交流期間など、相手大学との交流実績が分かるように記入してください。

(本事業における交流プログラムとの関連性や現在の交流の有無は問いません。)

なお、交流実績が無い場合は、交流実績が無くとも本事業が実施できると判断した理由及び背景等を説明してください。

②については、相手大学との交流プログラム実施に向けた準備状況について具体的に分かりやすく記入してください。

また、交流を実施するまでの具体的なスケジュールについても記入してください。

なお、申請に当たり、相手大学の合意を得ている根拠となる資料の写しを様式10③に貼付してください。

相手大学名  
(国名)

タマサート大学 法学部 (タイ)

**① 交流実績 (交流の背景)**

○ 交流プログラムを実施する相手大学との交流実績を有しているか。

タマサート大学法学部 (タイ) と KLS は、現在、交流協定の締結交渉を行っている。

そのプロセスにおいて、学生同士の交換留学または集中講義等の科目履修と相互の単位認定等について、具体的な議論を行ってきた。

タマサート大学法学部は、英語による LL.M. の取得コースである、LL.M. (English Program) を設けており、英語による授業科目も提供している。この点で、タイの大学のグローバル化をリードする先端的な取り組みを行ってきた実績をもつ。

**② 交流に向けた準備状況**

○ 交流プログラムの実施に向けた相手大学との準備 (大学ごとの役割・実施体制の明確化など) が十分なされているか。

現在、タマサート大学法学部副学部長を介して、グローバル法務人材の養成のための交流プログラムの策定について協議を行っている。

現時点では、グローバル法務人材の養成のために、相互に提供可能な英語による授業科目につき、科目名、担当者、単位数、成績評価方法、開講時期等について確認と検討を行っている。

2016年5月9日に、KLS側から学生の派遣・受入、教員の相互交流に関する具体的な協力内容に関する提案を行い、それに対する返信を2016年5月10日に得ている。

これを踏まえ、KLS内でさらに詳細な検討を行っている。2016年6月2日にタマサート大学法学部長以下8名の代表団がKLSを訪問する予定であり、その折に交流協定の締結を行うために準備を進めている。

**本事業の実施計画** 【①は1ページ以内、②、③は合わせて2ページ以内】

事業全体の「①年度別実施計画」、「②補助期間終了後の事業展開」及び「③補助期間終了後の事業展開に向けた資金計画」について、具体的に分かりやすく記入してください。

**① 年度別実施計画****【平成28年度（申請時の準備状況も記載）】**

1. 本事業への参加7大学の合意に基づき、LL.M.を中核として、グローバル法務人材の養成に必要な科目体系からなる、アジア発の固有の教育プログラムを確定する。
2. 本事業に参加するメコン地域諸国6大学からKLSのJ.D.コースへの留学生、集中講義等の科目履修生を計画数に従って受け入れる。
3. KLSの現役生・修了生の中から、カンボジアのパニャサストラ大学法・行政管理学部、ベトナムの経済・法科大学、タイのタマサート大学法学部に留学生を計画数に従って派遣する。
4. グローバル法務人材の養成に必要な共通教材の開発、法学教育技能の改善のための協働プロジェクトを開始し、関連するシンポジウムまたは研究会を開催する。

**【平成29年度】**

1. 本事業に参加するメコン地域諸国6大学からKLS-LL.M.への留学生、集中講義等の科目履修生、J.D.への留学生を計画数に従って受け入れる。
2. KLSの現役生・修了生の中から、カンボジアのパニャサストラ大学法・行政管理学部、ベトナムの経済・法科大学、タイのタマサート大学法学部に留学生を計画数に従って派遣する。
3. 共通教材の開発、法学教育技能の改善のプロジェクトを進め、シンポジウム・研究会を開催する。
4. ハノイ法科大学、ヤンゴン大学法学部、ラオス国立大学法・政治学部との合意に基づき、英語による単位互換科目およびLL.M.設置に関して準備を進める。準備が整ったものから留学生の受入／派遣を実施する。

**【平成30年度】**

1. 本事業に参加するメコン地域諸国6大学からKLS-LL.M.への留学生、集中講義等の科目履修生、J.D.への留学生を計画数に従って受け入れる。
2. KLSの現役生・修了生の中から、カンボジアのパニャサストラ大学法・行政管理学部、ベトナムの経済・法科大学、タイのタマサート大学法学部に留学生を計画数に従って派遣する。
3. 共通教材の開発、法学教育技能の改善のプロジェクトを進め、シンポジウム・研究会を開催する。
4. ハノイ法科大学、ヤンゴン大学法学部、ラオス国立大学法学部との合意に基づき、英語による単位互換科目およびLL.M.設置への協力をを行い、留学生の受入／派遣を実施する。

**【平成31年度】**

1. 本事業に参加するメコン地域諸国6大学からKLS-LL.M.への留学生、集中講義等の科目履修生、J.D.への留学生を計画数に従って受け入れる。
2. KLSの現役生・修了生の中から、カンボジアのパニャサストラ大学法・行政管理学部、ベトナムの経済・法科大学、タイのタマサート大学法学部に留学生を計画数に従って派遣する。
3. 共通教材の開発、法学教育技能の改善のプロジェクトを進め、シンポジウム・研究会を開催する。
4. ハノイ法科大学、ヤンゴン大学法学部、ラオス国立大学法学部との合意に基づき、英語による単位互換科目およびLL.M.設置への協力をを行い、留学生の受入／派遣を実施する。

**【平成32年度】**

1. 本事業に参加するメコン地域諸国6大学からKLS-LL.M.への留学生、集中講義等の科目履修生、J.D.への留学生を計画数に従って受け入れる。
2. KLSの現役生・修了生の中から、カンボジアのパニャサストラ大学法・行政管理学部、ベトナムの経済・法科大学、タイのタマサート大学法学部に留学生を計画数に従って派遣する。
3. 共通教材の開発、法学教育技能の改善のプロジェクトを進め、シンポジウム・研究会を開催する。
4. ハノイ法科大学、ヤンゴン大学法学部、ラオス国立大学法学部との合意に基づき、英語による単位互換科目およびLL.M.設置への協力をを行い、留学生の受入／派遣を実施する。
5. 本事業の実績と経験・反省を踏まえ、LL.M.を中核とするグローバル法務人材の養成プログラムを拡充すべく、本事業に参加するメコン地域諸国6大学以外の大学との協議を行い、それらの大学を包摂した拡大版のアジア発グローバル法務人材養成のためのジョイント・ディグリー・プログラムを実施すべく、コンソーシアム形成に向けた協働プロジェクトを推進する。

## ② 補助期間終了後の事業展開

1. 本事業によって形成されたメコン地域諸国 6 大学との協働プロジェクトの基本メニューは維持する。

2. 本事業の実績と経験・反省を踏まえ、LL.M.を中核とするアジア発の固有のグローバル法務人材の養成プログラムの認知度を高め、本事業に参加するメコン地域諸国 6 大学以外の大学との協議をも進め、拡大版のジョイント・ディグリー・プログラムを実施するためのコンソーシアムを形成する。具体的には、①本事業の相手大学以外の ASEAN 地域の諸大学（カンボジア王立法律・経済大学、フィリピン大学ロー・スクール、インドネシア大学法学部、シンガポール国立大学法学部等）、②その他のアジア諸国のうち、既に英語による LL.M.コースをもつ諸大学（ネパールのカトマンズ・ロー・スクール、香港大学法学部等）、③英語による法学教育プログラムの質を確保するために、英語圏のロー・スクールのうち、既に KLS が交流協定をもつワシントン大学、UCLA、コーネル大学等の各ロー・スクールとのコンソーシアムの形成である。

## ③ 補助期間終了後の事業展開に向けた資金計画

補助期間終了後の事業展開のために、資金的措置が必要なものとして、①本事業の相手大学から留学生等を受け入れるための学費・渡航費・滞在費の補助、②KLS の現役生・修了生が相手大学に留学等するための学費・渡航費・滞在費の補助、③本事業拡大後における相手大学から留学生等を受け入れるための学費・渡航費・滞在費の補助、④KLS の現役生・修了生が本事業の拡大後の相手大学に留学等するための学費・渡航費・滞在費の補助が考えられる。

これらについては、その必要性に応じ、①KLS 内外の奨学金取得のあっせん、②コンソーシアム形成等によって連携する大学間の授業料の減免に関する合意、③メコン地域諸国に進出し、インターンシップ等で連携する企業等を中心に、アジア発グローバル法務人材養成プログラムの趣旨に賛同する企業等からの寄付による奨学基金の創設等によって対応することが考えられる。また、④すでに KLS は慶應義塾大学出身の法曹を中心とする同窓会組織である三田法曹会の支援により、三田法曹会グローバル化基金を確保しており、その活用と拡充も視野に入れている。

## 補助期間における各経費の明細【年度ごとに1ページ】

○ 資金計画が、経費や規模の面で合理的であるか。

(単位:千円)

補助金申請ができる経費は、当該事業の遂行に必要な経費であり、本プログラムの目的である大学の世界展開力強化のための用途に限定されます。(平成28年度大学の世界展開力強化事業公募要領参照。)

記載例 : 教材印刷費 ○○○千円  
○○部 × @○○○円  
: 謝金 ○○○千円  
○○人 × @○○○円

＜平成28年度＞	経費区分	補助金申請額 (①)	大学負担額 (②)	事業規模 (①+②)	備考
	<b>[物品費]</b>	<b>1,000</b>	<b>0</b>	<b>1,000</b>	
	①設備備品費	0	0	0	
	・			0	
	・			0	
	・			0	
	②消耗品費	1,000	0	1,000	
	・メコン地域諸国法制関連図書	500		500	
	・共通教材作成用参考図書	500		500	
	・ファイル、プリンタ・インク等事務機器			0	
	<b>[人件費・謝金]</b>	<b>2,800</b>	<b>500</b>	<b>3,300</b>	
	①人件費	2,600	500	3,100	
	・プログラム・アシスタント (1名×4ヶ月)	1,000	500	1,500	
	・事務職員 (1名×4ヶ月)	1,600		1,600	
	・			0	
	②謝金	200	0	200	
	・シンポジウム等招聘者謝金 (4名×5万円)	200		200	
	・			0	
	・			0	
	<b>[旅費]</b>	<b>6,000</b>	<b>0</b>	<b>6,000</b>	
	・相手大学との会合用招聘旅費 (6名×40万円)	2,400		2,400	
	・相手大学への教職員渡航費用 (6名×30万円)	1,800		1,800	
	・モデル授業のための外国旅費 (6名×30万円)	1,800		1,800	
	・			0	
	・			0	
	・			0	
	・			0	
	・			0	
	<b>[その他]</b>	<b>5,200</b>	<b>500</b>	<b>5,700</b>	
	①外注費	500	500	1,000	
	・ホームページ新規制作業務	500	0	500	
	・パンフレット制作業務	0	500	500	
	・			0	
	②印刷製本費	500	0	500	
	・共通教材製本費	500		500	
	・			0	
	・			0	
	③会議費	1,000	0	1,000	
	・第1回シンポジウム開催費	1,000	0	1,000	
	・			0	
	・			0	
	④通信運搬費	200	0	200	
	・モデル事業教材・機材運搬費	200		200	
	・			0	
	・			0	
	⑤光熱水料	0	0	0	
	・			0	
	・			0	
	・			0	
	⑥その他(諸経費)	3,000	0	3,000	
	・学生派遣のための経費 (6名)	2,400		2,400	
	・学生受入のための経費 (1名)	600		600	
	・			0	
平成28年度	合計	15,000	1,000	16,000	

(前ページの続き)

＜平成29年度＞	経費区分	補助金申請額 (①)	大学負担額 (②)	事業規模 (①+②)	備考
	<b>[物品費]</b>	<b>1,500</b>	<b>0</b>	<b>1,500</b>	
	①設備備品費	0	0	0	
	・			0	
	・			0	
	・			0	
	②消耗品費	1,500	0	1,500	
	・メコン地域諸国法制関連図書	500		500	
	・共通教材作成用参考図書	500		500	
	・ファイル、プリンタ・インク等事務機器	500		500	
	<b>[人件費・謝金]</b>	<b>12,500</b>	<b>500</b>	<b>13,000</b>	
	①人件費	10,300	500	10,800	
	・プログラム・アシスタント(1名×12ヶ月)	5,500	500	6,000	
	・事務職員(1名×12ヶ月)	4,800		4,800	
	・			0	
	②謝金	2,200	0	2,200	
	・シンポジウム等招聘者謝金(4名×5万円)	200		200	
	・英語によるTA/チューター(10名×20万円)	2,000		2,000	
	・			0	
	<b>[旅費]</b>	<b>10,000</b>	<b>0</b>	<b>10,000</b>	
	・相手大学との会合用招聘旅費(10名×40万円)	4,000		4,000	
	・相手大学への教職員渡航費用(10名×30万円)	3,000		3,000	
	・モデル授業のための外国旅費(10名×30万円)	3,000		3,000	
	・			0	
	・			0	
	・			0	
	・			0	
	・			0	
	<b>[その他]</b>	<b>16,000</b>	<b>2,800</b>	<b>18,800</b>	
	①外注費	1,200	800	2,000	
	・ホームページ更新業務	500	500	1,000	
	・パンフレット制作業務	700	300	1,000	
	・			0	
	②印刷製本費	600	0	600	
	・共通教材製本費	600		600	
	・			0	
	・			0	
	③会議費	2,000	0	2,000	
	・第2回シンポジウム開催費	2,000		2,000	
	・			0	
	・			0	
	④通信運搬費	200	0	200	
	・モデル事業教材・機材運搬費	200		200	
	・			0	
	・			0	
	⑤光熱水料	0	0	0	
	・			0	
	・			0	
	・			0	
	⑥その他(諸経費)	12,000	2,000	14,000	
	・学生派遣のための経費(15名)	5,000	800	5,800	
	・学生受入のための経費(21名)	7,000	1,200	8,200	
	・			0	
平成29年度	合計	40,000	3,300	43,300	

(前ページの続き)

＜平成30年度＞	経費区分	補助金申請額 (①)	大学負担額 (②)	事業規模 (①+②)	備考
	<b>[物品費]</b>	<b>1,000</b>	<b>0</b>	<b>1,000</b>	
	①設備備品費	0	0	0	
	・			0	
	・			0	
	・			0	
	②消耗品費	1,000	0	1,000	
	・メコン地域諸国法制関連図書	200		200	
	・共通教材作成用参考図書	300		300	
	・ファイル、プリンタ・インク等事務機器	500		500	
	<b>[人件費・謝金]</b>	<b>12,500</b>	<b>0</b>	<b>12,500</b>	
	①人件費	10,300	0	10,300	
	・プログラム・アシスタント(1名×12ヶ月)	5,500		5,500	
	・事務職員(1名×12ヶ月)	4,800		4,800	
	・			0	
	②謝金	2,200	0	2,200	
	・シンポジウム等招聘者謝金(4名×5万円)	200		200	
	・英語によるTA/チューター(10名×20万円)	2,000		2,000	
	・			0	
	<b>[旅費]</b>	<b>9,000</b>	<b>0</b>	<b>9,000</b>	
	・相手大学との会合用招聘旅費(9名×40万円)	3,600		3,600	
	・相手大学への教職員渡航費用(9名×30万円)	2,700		2,700	
	・モデル授業のための外国旅費(9名×30万円)	2,700		2,700	
	・			0	
	・			0	
	・			0	
	・			0	
	・			0	
	<b>[その他]</b>	<b>13,500</b>	<b>3,630</b>	<b>17,130</b>	
	①外注費	900	800	1,700	
	・ホームページ更新業務	300	500	800	
	・パンフレット制作業務	600	300	900	
	・			0	
	②印刷製本費	400	0	400	
	・共通教材製本費	400		400	
	・			0	
	・			0	
	③会議費	2,000	0	2,000	
	・第3回シンポジウム開催費	2,000		2,000	
	・			0	
	・			0	
	④通信運搬費	200	0	200	
	・モデル事業教材・機材運搬費	200		200	
	・			0	
	・			0	
	⑤光熱水料	0	0	0	
	・			0	
	・			0	
	・			0	
	⑥その他(諸経費)	10,000	2,830	12,830	
	・学生派遣のための経費(15名)	4,000	1,200	5,200	
	・学生受入のための経費(21名)	6,000	1,630	7,630	
	・			0	
平成30年度	合計	36,000	3,630	39,630	

(前ページの続き)

＜平成31年度＞	経費区分	補助金申請額 (①)	大学負担額 (②)	事業規模 (①+②)	備考
	<b>[物品費]</b>	<b>500</b>	<b>0</b>	<b>500</b>	
	①設備備品費	0	0	0	
	・			0	
	・			0	
	・			0	
	②消耗品費	500	0	500	
	・ファイル、プリンタ・インク等事務機器	500		500	
	・			0	
	・			0	
	<b>[人件費・謝金]</b>	<b>12,500</b>	<b>400</b>	<b>12,900</b>	
	①人件費	10,300	0	10,300	
	・プログラム・アシスタント(1名×12ヶ月)	5,500		5,500	
	・事務職員(1名×12ヶ月)	4,800		4,800	
	・			0	
	②謝金	2,200	400	2,600	
	・シンポジウム等招聘者謝金(4名×5万円)	200		200	
	・英語によるTA/チューター(12名×20万円)	2,000	400	2,400	
	・			0	
	<b>[旅費]</b>	<b>6,000</b>	<b>0</b>	<b>6,000</b>	
	・相手大学との会合用招聘旅費(6名×40万円)	2,400		2,400	
	・相手大学への教職員渡航費用(6名×30万円)	1,800		1,800	
	・モデル授業のための外国旅費(6名×30万円)	1,800		1,800	
	・			0	
	・			0	
	・			0	
	・			0	
	・			0	
	<b>[その他]</b>	<b>13,400</b>	<b>4,000</b>	<b>17,400</b>	
	①外注費	800	800	1,600	
	・ホームページ更新業務	200	500	700	
	・パンフレット制作業務	600	300	900	
	・			0	
	②印刷製本費	400	0	400	
	・共通教材製本費	400		400	
	・			0	
	・			0	
	③会議費	2,000	0	2,000	
	・第4回シンポジウム開催費	2,000		2,000	
	・			0	
	・			0	
	④通信運搬費	200	0	200	
	・モデル事業教材・機材運搬費	200		200	
	・			0	
	・			0	
	⑤光熱水料	0	0	0	
	・			0	
	・			0	
	・			0	
	⑥その他(諸経費)	10,000	3,200	13,200	
	・学生派遣のための経費(21名)	4,000	1,400	5,400	
	・学生受入のための経費(42名)	6,000	1,800	7,800	
	・			0	
平成31年度	合計	32,400	4,400	36,800	

(前ページの続き)

＜平成32年度＞	経費区分	補助金申請額 (①)	大学負担額 (②)	事業規模 (①+②)	備考
	<b>[物品費]</b>	<b>560</b>	<b>0</b>	<b>560</b>	
	①設備備品費	0	0	0	
	・			0	
	・			0	
	・			0	
	②消耗品費	560	0	560	
	・ファイル、プリンタ・インク等事務機器	560		560	
	・			0	
	・			0	
	<b>[人件費・謝金]</b>	<b>12,500</b>	<b>400</b>	<b>12,900</b>	
	①人件費	10,300	0	10,300	
	・プログラム・アシスタント(1名×12ヶ月)	5,500		5,500	
	・事務職員(1名×12ヶ月)	4,800		4,800	
	・			0	
	②謝金	2,200	400	2,600	
	・シンポジウム等招聘者謝金(4名×5万円)	200		200	
	・英語によるTA/チューター(12名×20万円)	2,000	400	2,400	
	・			0	
	<b>[旅費]</b>	<b>2,700</b>	<b>0</b>	<b>2,700</b>	
	・相手大学への教職員渡航費用(3名×30万円)	900		900	
	・モデル授業のための外国旅費(6名×30万円)	1,800		1,800	
	・			0	
	・			0	
	・			0	
	・			0	
	・			0	
	・			0	
	<b>[その他]</b>	<b>13,400</b>	<b>4,600</b>	<b>18,000</b>	
	①外注費	800	800	1,600	
	・ホームページ更新業務	200	500	700	
	・パンフレット制作業務	600	300	900	
	・			0	
	②印刷製本費	400	0	400	
	・共通教材製本費	400		400	
	・			0	
	・			0	
	③会議費	2,000	0	2,000	
	・第5回シンポジウム開催費	2,000		2,000	
	・			0	
	・			0	
	④通信運搬費	200	0	200	
	・モデル事業教材・機材運搬費	200		200	
	・			0	
	・			0	
	⑤光熱水料	0	0	0	
	・			0	
	・			0	
	・			0	
	⑥その他(諸経費)	10,000	3,800	13,800	
	・学生派遣のための経費(21名)	4,000	1,600	5,600	
	・学生受入のための経費(42名)	6,000	2,200	8,200	
	・			0	
平成32年度	合計	29,160	5,000	34,160	

相手大学の概要【相手大学ごとに①～③合わせて2ページ以内】

①交流プログラムを実施する相手大学の概要

大 学 名 称	パニャサストラ大学 Pannasastra University	国名	カンボジア
設 置 形 態	私立大学	設 置 年	1997年
設 置 者 ( 学 長 等 )	Kol Pheng		
学 部 等 の 構 成	建築デザイン学部, 芸術文化人文学部, ビジネス経済学部, 法・行政管理学部, 教育学部, 数学科学工学部, コミュニケーション・メディア芸術学部, 社会科学国際関係学部, マネージメント経済学大学院		
学 生 数	総 数	学部生数	大学院生数
受け入れている留学生数		日本からの留学生数	
海外への派遣学生数		日本への派遣学生数	
Webサイト(URL)	<a href="http://www.puc.edu.kh/">http://www.puc.edu.kh/</a>		

②「様式2」で記入した相手大学が認可等を受けていることについて記載してください。また、その根拠となるデータや資料等を貼付してください。

<http://www.puc.edu.kh/>より抜粋

The screenshot displays the official website of Pannasastra University of Cambodia. At the top, there is a navigation menu with links for HOME, ABOUT PUC, ADMISSIONS, ACADEMICS, LIBRARIES, INSTITUTES & CENTERS, and INTERNATIONAL. Below the menu, there are several news articles and promotional banners. One article titled 'The visit of Institute of Geographic Sciences and Natural Resources Research, Chinese Academy of Sciences' describes a meeting on March 15, 2016, between PUC and IGSNRR. Another banner promotes a 'Presentation on Asian Development Outlook 2016' by Mr. Jan Hansen, an ADB Senior Country Economist, on April 26, 2016. There are also banners for an 'INTERNATIONAL SCHOLARSHIP & STUDY ABROAD' workshop on May 28, 2016, and a 'Let's Play, Learn, and Grow... Together!' banner for a kindergarten at Pannasastra International School (Sen Sok Campus).

(大学名: 慶應義塾大学 )(タイプ:B)

③申請に当たって、相手大学の合意を得ている根拠となる資料の写しを貼付してください。

(大学名：慶應義塾大学 )(タイプ：B)

相手大学の概要【相手大学ごとに①～③合わせて2ページ以内】

①交流プログラムを実施する相手大学の概要

大学名称	ラオス国立大学 National University of Laos		国名	ラオス民主共和国
設置形態	国立大学	設置年	1996	
設置者（学長等）				
学部等の構成	理学部，工学部，経済経営学部，建築学部，教育学部，農学部，森林学部，法学部，社会学部，医学部			
学生数	総数	25,054人	学部生数	23,464人
	大学院生数	1,290人		
受け入れている留学生数	699人	日本からの留学生数	11人	
海外への派遣学生数	53人	日本への派遣学生数	14人	
Webサイト（URL）	<a href="http://www.nuol.edu.la/">http://www.nuol.edu.la/</a>			

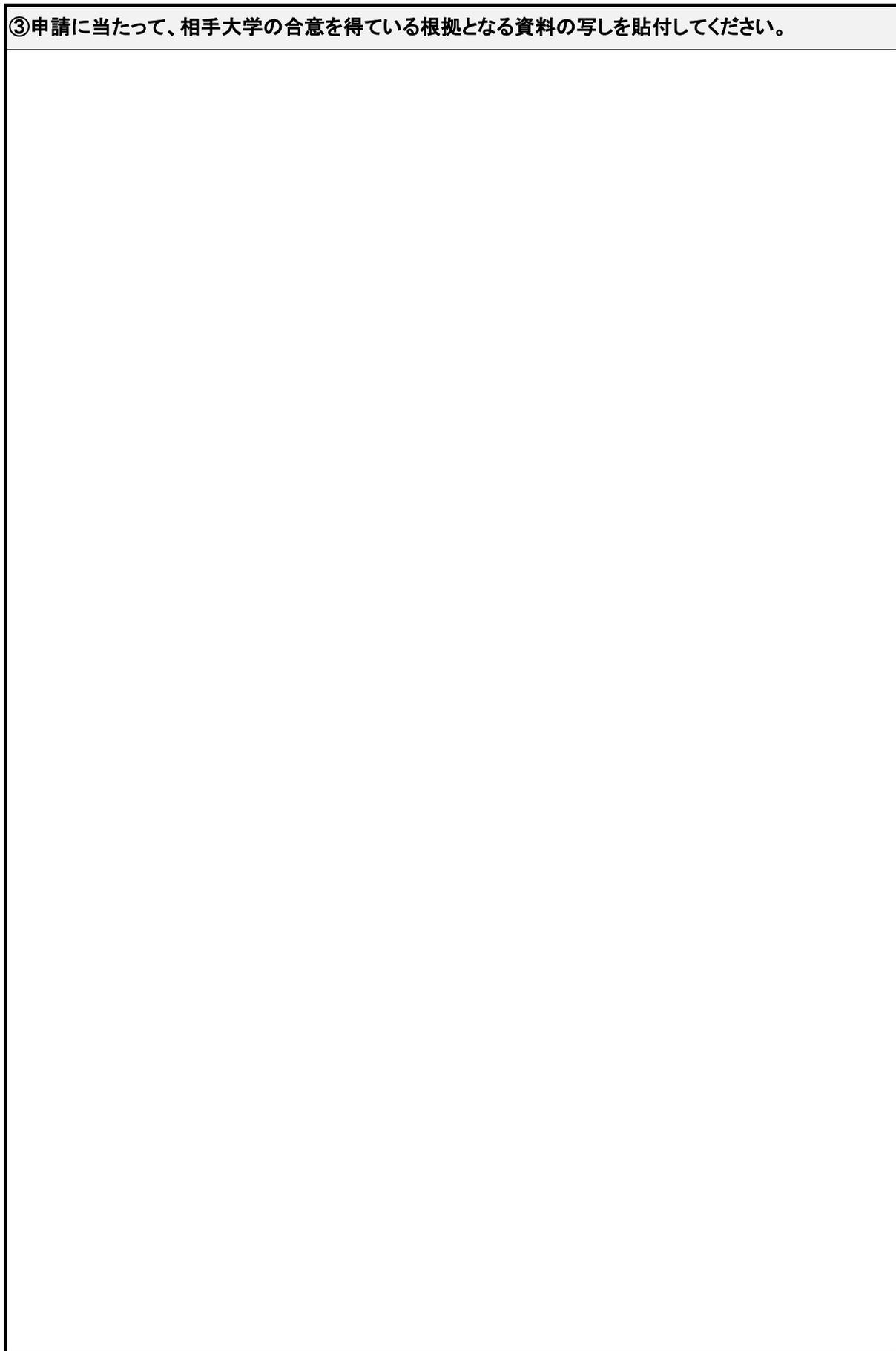
②「様式2」で記入した相手大学が認可等を受けていることについて記載してください。また、その根拠となるデータや資料等を貼付してください。

<http://www.nuol.edu.la/>より抜粋



(大学名：慶應義塾大学) (タイプ：B)

③申請に当たって、相手大学の合意を得ている根拠となる資料の写しを貼付してください。



(大学名：慶應義塾大学 )(タイプ:B)

相手大学の概要【相手大学ごとに①～③合わせて2ページ以内】						
①交流プログラムを実施する相手大学の概要						
大 学 名 称	ヤンゴン大学 University of Yangon	国名	ミャンマー連邦 共和国			
設 置 形 態	Public	設 置 年	1878年			
設 置 者 ( 学 長 等 )						
学 部 等 の 構 成	Department of Archaeology Department of Computer Studies Department of English Department of Geography Department of History Department of Industrial Chemistry Department of Law Department of Oriental Studies Department of Philosophy Department of Physics Myanmar Department Universities' Research Centre (URC)					
学 生 数	総 数	約14500人	学部生数	約13500人	大学院生数	約1000人
受け入れている留学生数			日本からの留学生数			
海外への派遣学生数			日本への派遣学生数			
Webサイト(URL)	<a href="http://uy.edu.mm/">http://uy.edu.mm/</a>					
②「様式2」で記入した相手大学が認同等を受けていることについて記載してください。また、その根拠となるデータや資料等を貼付してください。						
http://uy.edu.mm/より抜粋						

University of Yangon
Mission to renovate and upgrade
HOME DEPARTMENTS LIBRARY E-LIBRARY SCHOLARSHIPS ANNOUNCEMENTS



News

Visit of Dr. Khin San Yee, Union Minister for Education

Welcome to University of Yangon  
(/184-welcome-to-university-of-yangon)

The goal is to transform the University of Yangon as the one of the excellent academic institution, where people can learn world class education. The goal will bring beneficial for the future generation and national interest of the state. It is a long and delicate process. During the process, financial, technical and human resources will be essential to realize the goal.

[Read more ... \(/184-welcome-to-university-of-yangon\)](#)

Missions (/183-missions)

Since its establishment in 1920 the University of Yangon has provided the young Myanmar nationals with a high standard of education needed to face the challenges of the world. It has prepared the students to confidently face life. These aims have been successfully realized. It has produced world-renowned scientists and educators who have gained respect and prestige in many international organizations, not least in the various agencies of the United Nations Organization.

[Read more ... \(/183-missions\)](#)

(大学名: 慶應義塾大学) (タイプ: B)

③申請に当たって、相手大学の合意を得ている根拠となる資料の写しを貼付してください。

(大学名: 慶應義塾大学 )(タイプ:B)

相手大学の概要【相手大学ごとに①～③合わせて2ページ以内】

①交流プログラムを実施する相手大学の概要

大 学 名 称	経済・法科大学 Viet Nam National University University of Economics and Law	国 名	ベトナム			
設 置 形 態	国立大学	設 置 年	2010年			
設 置 者 ( 学 長 等 )						
学 部 等 の 構 成	経済学部, 国際経済関係学部, 金融学部, 会計学部, 経営情報学部, 経営学部, 法学部, 経済法学部, 外国語学部, 経済数学部					
学 生 数	総 数	約2000人	学部生数	約1600人	大学院生数	約400人
受け入れている留学生数	約120人	日本からの留学生数	2人			
海外への派遣学生数	約50人	日本への派遣学生数	4人			
Webサイト(URL)	<a href="http://en.uel.edu.vn/">http://en.uel.edu.vn/</a>					

②「様式2」で記入した相手大学が認可等を受けていることについて記載してください。また、その根拠となるデータや資料等を貼付してください。

<http://en.uel.edu.vn/>より抜粋

Library | Sitemap | VIETNAMESE

VIET NAM NATIONAL UNIVERSITY - HCM  
UNIVERSITY OF ECONOMICS AND LAW

HOMEPAGE ABOUT US PROGRAMS RESEARCH CAMPUS LIFE ADMISSIONS Search...

A BRIEF HISTORY

A Brief History

The University of Economics and Law (UEL) - a member of Vietnam National University in HCM City (VNU-HCM) - was founded by virtue of Prime Minister's Decision No. 337/QĐ/TTg dated March 24<sup>th</sup>, 2010, formerly known as Faculty of Economics under direct authority of VNU-HCM by virtue of VNU-HCM President's Decision No. 441/QĐ/ĐHQG/TCCB.

UEL is a higher education institution as well as scientific research and technology transfer center with high quality in the fields of economics, law and management in response to the demands of socio-economic development in the process of industrialization, modernization and global integration in Vietnam.

STUDENT FUTURE STUDENT ALUMNI PROFESSOR PARTNER

NEWS

- VNU and SMU students exchange
- Talk show between UEL's students and author of "The World is Flat" - Thomas L. Friedman
- Meeting with the representative NCU (Taiwan)

DISCOVERY TT: ĐÀO TẠO QUỐC TẾ TRUNG TÂM NGOẠI NGỮ - TIẾNG HỌC VÀ ĐÀO TẠO NGÂN HÀNG TRUNG TÂM CES TRUNG TÂM NGHIÊN CỨU KINH TẾ VÀ TÀI CHÍNH THE 35<sup>th</sup> AUN - QA QUALITY ASSESSMENT AT PROGRAMME LEVEL

Copyright (C) 2010 - University of Economics and Law.  
Quarter 3, Linh Xuan Ward, Thu Duc District, Ho Chi Minh city.  
Map | Contacts

UEL Visit total: 61,373

(大学名: 慶應義塾大学) (タイプ: B)

③申請に当たって、相手大学の合意を得ている根拠となる資料の写しを貼付してください。

相手大学の概要【相手大学ごとに①～③合わせて2ページ以内】

①交流プログラムを実施する相手大学の概要

大 学 名 称	ハノイ法科大学 Hanoi Law University	国名	ベトナム			
設 置 形 態	司法省直轄	設 置 年				
設 置 者 ( 学 長 等 )	司法省					
学 部 等 の 構 成	単科大学					
学 生 数	総 数	約15,000人	学部生数	約10000人	大学院生数	
受け入れている留学生数		日本からの留学生数				
海外への派遣学生数		日本への派遣学生数				
Webサイト(URL)	<a href="http://www.hlu.edu.vn/">http://www.hlu.edu.vn/</a>					

②「様式2」で記入した相手大学が認可等を受けていることについて記載してください。また、その根拠となるデータや資料等を貼付してください。

<http://www.hlu.edu.vn/>より抜粋

The screenshot shows the official website of Hanoi Law University. At the top, there is a header with the university's name in Vietnamese and English, and a 35th anniversary logo. Below the header is a navigation menu. The main content area is divided into several sections:
 

- HOẠT ĐỘNG CỦA TRƯỜNG** (School Activities): Includes news items such as the appointment of a new rector, a meeting with a Japanese professor, and a meeting with a Japanese student leader.
- THÔNG BÁO** (Announcements): Contains notices about the journal, a scholarship exam, and a recruitment exam.
- LIÊN KẾT WEBSITE** (Website Links): A section for linking to other websites.
- HOẠT ĐỘNG CỦA CÁC ĐƠN VỊ** (Activities of Units): Includes a meeting on business law and a meeting on the legal system.
- DE CƯƠNG MÔN HỌC** (Course Programs): Lists various courses offered.
- THƯ VIỆN SỐ** (Digital Library): Information about the library's digital resources.
- CUU SINH VIEN** (Student Union): Information about the student union.

(大学名: 慶應義塾大学) (タイプ: B)

③申請に当たって、相手大学の合意を得ている根拠となる資料の写しを貼付してください。

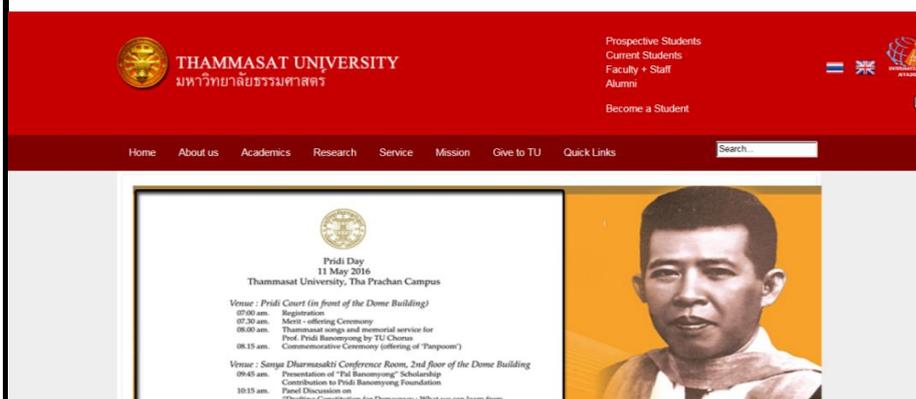
相手大学の概要【相手大学ごとに①～③合わせて2ページ以内】

①交流プログラムを実施する相手大学の概要

大 学 名 称	タマサート大学 Thammasat University	国名	タイ王国			
設 置 形 態	国立大学	設 置 年	1934年			
設 置 者 ( 学 長 等 )	司法省					
学 部 等 の 構 成	Social Science and Humanities Faculty of Commerce and Accountancy, Faculty of Economics, Faculty of Fine and Applied Arts, Faculty of Journalism and Mass Communication, Faculty of Law (LL. B. LL. M. LL. D. Graduate Diplomas LL. D. 以外は英語での学位・ディプロマ取得可能) Faculty of Liberal Arts, Faculty of Political Science, Faculty of Social Administration, Faculty of Sociology and Anthropology  College of Interdisciplinary Studies College of Innovation, Faculty of Learning Sciences and Education, Language Institute, Pridi Banomyong International College, Puey Ungphakorn School of Development Studies  Science and Technology Faculty of Architecture and Planning, Faculty of Engineering, Faculty of Science and Technology, Sirindhorn International Institute of Technology  Health Sciences Faculty of Allied Health Sciences, Faculty of Dentistry, Faculty of Medicine, Faculty of Nursing, Faculty of Public Health, School of Global Studies, Faculty of Pharmacy, Chulabhorn International College of Medicine					
学 生 数	総 数	約35000人	学部生数	約28000人	大学院生数	約7000人
受け入れている留学生数		日本からの留学生数				
海外への派遣学生数		日本への派遣学生数				
Webサイト(URL)	<a href="http://www.tueng.tu.ac.th/">http://www.tueng.tu.ac.th/</a>					

②「様式2」で記入した相手大学が認可等を受けていることについて記載してください。また、その根拠となるデータや資料等を貼付してください。

<http://www.tueng.tu.ac.th/>より抜粋



(大学名: 慶應義塾大学 )(タイプ:B)

③申請に当たって、相手大学の合意を得ている根拠となる資料の写しを貼付してください。

参考データ【国内の大学等1校につき、①～③は枠内に記入、④及び⑤はそれぞれ2ページ以内】  
 ※人数等の算定に当たっては、原則として「学校基本調査」による定義に基づいて記入してください。

大学等名 慶應義塾大学

①大学等全体における出身国別の留学生の受入総数(平成27年5月1日現在)  
 及び各出身国(地域)別の平成27年度の留学生受入人数

※ここでの「留学生」とは、「出入国管理及び難民認定法」別表1に定める「留学」の在留資格を有する者に限ります。  
 ※平成27年度の留学生受入人数は、平成27年4月1日～平成28年3月31日の出身国(地域)別受入人数を記入してください。  
 ※ここでの「全学生数」とは、日本人学生及び外国人留学生を含めた大学等全体の平成27年5月1日現在の在籍者数を記入してください。

順位	出身国(地域)	受入総数	平成27年度 受入人数
1	中国	503	598
2	韓国	288	320
3	台湾	84	128
4	フランス	81	149
5	米国	60	123
6	ドイツ	48	90
7	タイ	32	41
8	マレーシア	25	28
9	ベトナム	25	34
10	インドネシア	21	45
その他 (上記10カ国以外)	(主な国名) イタリア、インド、カナダ	251	435
留学生の受入人数の合計		1,418	1,991
全学生数		34,202	
留学生比率		4.1%	

②平成27年度中に留学した日本人学生数及び派遣先大学合計校数

※教育又は研究等を目的として、平成27年度中(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)に海外の大学等(海外に所在する日本の大学等の分校は除く。)に留学した日本人学生について記入してください。  
 なお、平成27年3月31日以前から継続して留学している者は含みません。

順位	派遣先大学の所在国 (地域)	派遣先大学名	平成27年度 派遣人数
1	英国	ケンブリッジ大学ダウニング・コレッジ	60
2	英国	オックスフォード大学クライストチャーチ・コレッジ	49
3	米国	ワシントン大学	44
4	米国	ウィリアム・アンド・メアリー大学	44
5	韓国	延世大学	34
6	ドイツ	アーヘン工科大学	28
7	オーストラリア	シドニー大学	27
8	ドイツ	ミュンヘン工科大学	24
9	英国	オックスフォード大学リンカーン・コレッジ	19
10	スペイン	カタロニア工科大学	19
その他 (上記10校以外)	(主な国名) フランス	(主な大学名) パリ政治学院	842
	計 31 カ国	計 211 校	
派遣先大学合計校数		221	
派遣人数の合計			1,190

(大学名: 慶應義塾大学)(タイプ:B)

大学等名	慶應義塾大学						
<b>③大学等全体における外国人教員数(兼務者を含む)(平成27年5月1日現在)</b>							
※「全教員数」には大学等に在籍する日本人教員も含めた全教員数を記入してください。							
※「うち専任教員(本務者)数」には教授、准教授、講師、助教、助手の専任の外国人教員の数をそれぞれ記入してください。(いずれにも当てはまらない場合には、「助手」に含めてください。)							
全教員数	外国人教員数						外国人教員の比率
	教授	准教授	講師	助教	助手	合計	
5,390	67	27	401	27	24	546	10.1%
うち専任教員 (本務者)数	30	20	28	14	8	100	

大学等名	慶應義塾大学																																																																						
④「様式6①取組の実績」で記入した実績を示すデータや資料等を取りまとめ、出典を付して記入又は貼付してください。【2ページ以内】																																																																							
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">■英語で学位が取得できるコース</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合政策学部・環境情報学部</td> <td></td> <td colspan="2">Global Information and Governance Academic (GIGA) Program</td> </tr> <tr> <td>経済学研究科</td> <td></td> <td colspan="2">Sciences Po-Keio Double Masters Degree in Economics Programme</td> </tr> <tr> <td>商学研究科</td> <td></td> <td colspan="2">世界銀行国際租税留学制度</td> </tr> <tr> <td>理工学研究科</td> <td></td> <td colspan="2">先端科学技術国際コース</td> </tr> <tr> <td>政策・メディア研究科</td> <td></td> <td colspan="2">国際コース</td> </tr> <tr> <td>政策・メディア研究科</td> <td></td> <td colspan="2">環境イノベータプログラム</td> </tr> <tr> <td>システムデザイン・マネジメント研究科</td> <td></td> <td colspan="2">System Design and Management Course</td> </tr> <tr> <td>メディアデザイン研究科</td> <td></td> <td colspan="2">日英両方で学位が取得できる</td> </tr> <tr> <td colspan="4"><a href="http://www.global.keio.ac.jp/en/education/programs/english/">http://www.global.keio.ac.jp/en/education/programs/english/</a></td> </tr> </table>				■英語で学位が取得できるコース				総合政策学部・環境情報学部		Global Information and Governance Academic (GIGA) Program		経済学研究科		Sciences Po-Keio Double Masters Degree in Economics Programme		商学研究科		世界銀行国際租税留学制度		理工学研究科		先端科学技術国際コース		政策・メディア研究科		国際コース		政策・メディア研究科		環境イノベータプログラム		システムデザイン・マネジメント研究科		System Design and Management Course		メディアデザイン研究科		日英両方で学位が取得できる		<a href="http://www.global.keio.ac.jp/en/education/programs/english/">http://www.global.keio.ac.jp/en/education/programs/english/</a>																															
■英語で学位が取得できるコース																																																																							
総合政策学部・環境情報学部		Global Information and Governance Academic (GIGA) Program																																																																					
経済学研究科		Sciences Po-Keio Double Masters Degree in Economics Programme																																																																					
商学研究科		世界銀行国際租税留学制度																																																																					
理工学研究科		先端科学技術国際コース																																																																					
政策・メディア研究科		国際コース																																																																					
政策・メディア研究科		環境イノベータプログラム																																																																					
システムデザイン・マネジメント研究科		System Design and Management Course																																																																					
メディアデザイン研究科		日英両方で学位が取得できる																																																																					
<a href="http://www.global.keio.ac.jp/en/education/programs/english/">http://www.global.keio.ac.jp/en/education/programs/english/</a>																																																																							
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">■英語による授業の開講</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国際センター講座</td> <td></td> <td colspan="2">2016年度開講科目数:84科目</td> </tr> <tr> <td>経済学部プロフェッショナル・キャリア・プログラム(PCP)</td> <td></td> <td colspan="2">2016年度開講科目数:28科目</td> </tr> <tr> <td>商学部グローバル・バスポート・プログラム(GPP)</td> <td></td> <td colspan="2">2016年度開講科目数:34科目</td> </tr> <tr> <td>Global Interdisciplinary Courses(GIC)</td> <td></td> <td colspan="2">2016年度開講科目数:75科目</td> </tr> <tr> <td colspan="4"><a href="http://www.ic.keio.ac.jp/en/aboutic/aboutcourse">http://www.ic.keio.ac.jp/en/aboutic/aboutcourse</a></td> </tr> <tr> <td colspan="4"><a href="http://www.econ.keio.ac.jp/lecture/pcp/en/co">http://www.econ.keio.ac.jp/lecture/pcp/en/co</a></td> </tr> <tr> <td colspan="4"><a href="http://www.gakuji.keio.ac.jp/mita/index.htm">http://www.gakuji.keio.ac.jp/mita/index.htm</a></td> </tr> <tr> <td colspan="4"><a href="http://www.gakuji.keio.ac.jp/academic/gic/index">http://www.gakuji.keio.ac.jp/academic/gic/index</a></td> </tr> </table>				■英語による授業の開講				国際センター講座		2016年度開講科目数:84科目		経済学部プロフェッショナル・キャリア・プログラム(PCP)		2016年度開講科目数:28科目		商学部グローバル・バスポート・プログラム(GPP)		2016年度開講科目数:34科目		Global Interdisciplinary Courses(GIC)		2016年度開講科目数:75科目		<a href="http://www.ic.keio.ac.jp/en/aboutic/aboutcourse">http://www.ic.keio.ac.jp/en/aboutic/aboutcourse</a>				<a href="http://www.econ.keio.ac.jp/lecture/pcp/en/co">http://www.econ.keio.ac.jp/lecture/pcp/en/co</a>				<a href="http://www.gakuji.keio.ac.jp/mita/index.htm">http://www.gakuji.keio.ac.jp/mita/index.htm</a>				<a href="http://www.gakuji.keio.ac.jp/academic/gic/index">http://www.gakuji.keio.ac.jp/academic/gic/index</a>																																			
■英語による授業の開講																																																																							
国際センター講座		2016年度開講科目数:84科目																																																																					
経済学部プロフェッショナル・キャリア・プログラム(PCP)		2016年度開講科目数:28科目																																																																					
商学部グローバル・バスポート・プログラム(GPP)		2016年度開講科目数:34科目																																																																					
Global Interdisciplinary Courses(GIC)		2016年度開講科目数:75科目																																																																					
<a href="http://www.ic.keio.ac.jp/en/aboutic/aboutcourse">http://www.ic.keio.ac.jp/en/aboutic/aboutcourse</a>																																																																							
<a href="http://www.econ.keio.ac.jp/lecture/pcp/en/co">http://www.econ.keio.ac.jp/lecture/pcp/en/co</a>																																																																							
<a href="http://www.gakuji.keio.ac.jp/mita/index.htm">http://www.gakuji.keio.ac.jp/mita/index.htm</a>																																																																							
<a href="http://www.gakuji.keio.ac.jp/academic/gic/index">http://www.gakuji.keio.ac.jp/academic/gic/index</a>																																																																							
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">■交流協定</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">2016年3月31日現在</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>アジア</td> <td>75</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中近東</td> <td>7</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>アフリカ</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>オセアニア</td> <td>9</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>北米</td> <td>67</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中南米</td> <td>4</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ヨーロッパ</td> <td>127</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他(国際機関等)</td> <td>10</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>301</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		■交流協定				2016年3月31日現在				アジア	75			中近東	7			アフリカ	2			オセアニア	9			北米	67			中南米	4			ヨーロッパ	127			その他(国際機関等)	10			合計	301			<table border="1"> <tr> <td colspan="2">■ダブル・ディグリー・プログラム</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">2016年3月31日現在</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>プログラム数</td> <td>25</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>派遣学生の総数</td> <td>174</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>受入学生の総数</td> <td>353</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>修了者数の総数</td> <td>256</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		■ダブル・ディグリー・プログラム				2016年3月31日現在				プログラム数	25			派遣学生の総数	174			受入学生の総数	353			修了者数の総数	256		
■交流協定																																																																							
2016年3月31日現在																																																																							
アジア	75																																																																						
中近東	7																																																																						
アフリカ	2																																																																						
オセアニア	9																																																																						
北米	67																																																																						
中南米	4																																																																						
ヨーロッパ	127																																																																						
その他(国際機関等)	10																																																																						
合計	301																																																																						
■ダブル・ディグリー・プログラム																																																																							
2016年3月31日現在																																																																							
プログラム数	25																																																																						
派遣学生の総数	174																																																																						
受入学生の総数	353																																																																						
修了者数の総数	256																																																																						
<a href="http://www.ic.keio.ac.jp/data/partner_univ.html">http://www.ic.keio.ac.jp/data/partner_univ.html</a>																																																																							

大学等名 慶應義塾大学

④「様式6①取組の実績」で記入した実績を示すデータや資料等を取りまとめ、出典を付して記入又は貼付してください。【2ページ以内】



国際コンソーシアム  
ウェブサイト(加盟大学リス  
ト)

- ・APRU
- ・T.I.M.E. Association
- ・CEMS



Japan



[Doshisha University \(JP-DOSHISHA\)](#)



[Tohoku University \(JP-TOHOKU\)](#)



[Keio University \(JP-KEIO\)](#)

## School list

### 30 Schools offering the CEMS Master's in International Management (CEMS MIM)

The CEMS Master's in International Management (CEMS MIM) is a postgraduate, pre-experience degree open to a select group of students enrolled in a Master's programme in one of the CEMS member schools.

Click on the name of the school to reach its fact sheet providing information on contact details, the local master degree and the MIM programme, the local course offer, and application.

You may also explore the interactive map of our Academic Members

School	CEMS abbreviation	Country	City
<a href="#">Aalto University School of Business</a>	AALTO	Finland	Helsinki
<a href="#">Bocconi University</a>	UB	Italy	Milan
<a href="#">Copenhagen Business School</a>	CBS	Denmark	Frederiksberg
<a href="#">Corvinus Business School</a>	CUB	Hungary	Budapest
<a href="#">ESADE Business School</a>	ESADE	Spain	Sant Cugat del Valles
<a href="#">Escola de Administração de Empresas de São Paulo-FGV</a>	EAESP	Brazil	São Paulo
<a href="#">Graduate School of Management, St. Petersburg University</a>	GSOM	Russia	St.Petersburg
<a href="#">HEC Paris</a>	HEC	France	Jouy-en-Josas
<a href="#">HKUST Business School</a>	HKUST	Hong Kong S.A.R., China	Hong Kong
<a href="#">Indian Institute of Management Calcutta</a>	IIMC	India	Kolkata
<a href="#">Ivey Business School</a>	Ivey	Canada	London
<a href="#">Keio University</a>	KEIO	Japan	Tokyo
<a href="#">Koc University Graduate School of Business</a>	KOC	Turkey	Istanbul
<a href="#">Korea University Business School</a>	KUBS	Republic of Korea (South)	Seoul

(大学名: 慶應義塾大学 )(タイプ:B)

大学等名	慶應義塾大学
<b>⑤他の公的資金との重複状況【2ページ以内】</b>	
<p>※当該申請大学等において、今回申請している内容以外に、文部科学省が行っている大学改革推進等補助金、国際化拠点整備事業費補助金、研究拠点形成費等補助金等又は独立行政法人日本学術振興会が行っている国際交流事業の補助金等による経費措置を受けている取組がある場合、また、現在申請を予定している取組(大学教育再生加速プログラム等)がある場合は、それらの事業名称及び取組内容について、1事業につき3～4行程度を目安に記入してください。その中で、今回の申請内容と類似しているものがある場合には、その相違点についても言及してください。</p> <p>また、独立行政法人日本学生支援機構平成28年度海外留学支援制度(協定派遣・協定受入)に採択されたプログラムがある場合には、本事業の申請内容との関連について必ず明記してください。</p>	
<p>1. 平成24年度政府開発援助国際化拠点整備事業費補助金(大学の世界展開力強化事業) 国際的に活躍できるグローバル人材の育成と大学教育のグローバル展開力を強化するため、高等教育の質の保証を図りながら、日本人学生の海外留学と外国人学生の受入れを行う国際教育連携の取組を支援する事業。平成24年度に、「アジアの新出課題解決に向けたエビデンスベースドアプローチ大学コンソーシアム」の1件が本学で採択され、実施している。交流の主たる相手先は、インドネシア、フィリピン、マレーシア、タイ、シンガポールの大学である。</p>	
<p>2. 平成24年度「大学改革推進等補助金(リーディング大学院構築事業費)オールラウンド型「超成熟社会発展のサイエンス」」 オールラウンド型の「超成熟社会発展のサイエンス」プログラムの主旨は、13 研究科からスペクトルの広い優秀な人材を競争的に選抜し、超成熟社会の持続的発展という幅が広く、かつ長期に亘る世界課題を解決する世界公共人財を養成することを目的とする。</p>	
<p>3. 平成24年度「大学改革推進等補助金(リーディング大学院構築事業費)複合領域型(環境)「グローバル環境システムリーダープログラム」」 複合領域型(環境)の「グローバル環境システムリーダープログラム」については、医学分野や公共政策分野を含まない「環境情報」というフィールドワークを取り入れた専門性重視のプログラムであり、これをMD システムにおいて実現することを目的としている。</p>	
<p>4. 平成25年度「研究大学強化促進事業」 慶應義塾大学として、研究活動を飛躍的に発展させるための5つの方針(1)教員の研究時間の確保(2)今日を生きる研究と明日を生きる研究をともに支援(3)大学内の融合研究の支援(4)国際共同研究の支援(5)次代の高度研究者の育成、を立てている。10年後には国際連携研究拠点が発展し、新産業の創生につながることを目指している。若手高度研究者も、それら国際連携研究拠点の基盤の中で育成され新産業に欠かせない人材として活躍してくれることを期待している。</p>	
<p>5. 平成26年度「スーパーグローバル大学創成」支援事業 慶應義塾大学の建学精神に則り、実学によって地球社会の持続可能性を高めるための文理融合研究を進め、「超成熟社会の持続的発展」の統合課題の下、「長寿(Longevity)」、「創造(Creativity)」、「安全(Security)」の3つのクラスターを構築し、国際的な学術コミュニティや産業界との連携を強化しつつ、慶應義塾の持ち味を生かして、世界に貢献し国際評価を高めていく。</p>	
<p>6. 平成28年度「独立行政法人日本学術振興会 二国間交流事業(シンガポールとの共同研究)「日中関係を軸としたアジアにおける経済協力」」 アジアインフラ投資銀行(AIIB)問題で提起されたアジアの開発金融、アジア圏での基軸通貨の確立、アジア圏での債券市場の育成・発展などの課題に対して、長期的なアジアと日本の関係を見据えながら、建設的連携・統合の形を提案していくことを目的とする。アジア地域における金融市場の研究については、成熟度の高いシンガポールとの交流を主に実施する。</p>	

大学等名	慶應義塾大学
⑤他の公的資金との重複状況【2ページ以内】	
<p>※当該申請大学等において、今回申請している内容以外に、文部科学省が行っている大学改革推進等補助金、国際化拠点整備事業費補助金、研究拠点形成費等補助金等又は独立行政法人日本学術振興会が行っている国際交流事業の補助金等による経費措置を受けている取組がある場合、また、現在申請を予定している取組(大学教育再生加速プログラム等)がある場合は、それらの事業名称及び取組内容について、1事業につき3～4行程度を目安に記入してください。その中で、今回の申請内容と類似しているものがある場合には、その相違点についても言及してください。</p>	
<p>また、独立行政法人日本学生支援機構平成28年度海外留学支援制度(協定派遣・協定受入)に採択されたプログラムがある場合には、本事業の申請内容との関連について必ず明記してください。</p>	
<p>7. 平成28年度「独立行政法人日本学生支援機構「海外留学支援制度」」 慶應義塾大学では、以下のとおり採択されている。</p>	
<p>(双方向協定)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Keio Global Leadership Program</li> <li>・ 延世・香港・慶應 3大学合同東アジア研究プログラム</li> <li>・ CEMS MIMプログラム</li> <li>・ グローバルイノベーションデザイン・プログラム</li> </ul>	
<p>(協定派遣)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短期海外研修プログラム ノートルダム大学夏季講座</li> <li>・ 短期海外研修プログラム ウィリアム・アンド・メアリー大学夏季講座</li> <li>・ 短期海外研修プログラム ワシントン大学夏季講座</li> <li>・ 短期海外研修プログラム ケンブリッジ大学ダウニング・コレッジ夏季講座</li> <li>・ 短期海外研修プログラム オックスフォード大学クライストチャーチ・コレッジ夏季講座</li> <li>・ 短期海外研修プログラム オックスフォード大学リンカーン・コレッジ夏季講座</li> <li>・ 短期海外研修プログラム パリ政治学院春季講座</li> <li>・ 短期海外研修プログラム 延世大学春季講座</li> <li>・ 短期海外研修プログラム キーンズランド大学春季講座</li> <li>・ 短期海外研修プログラム シドニー大学春季講座</li> <li>・ 理工系高等教育機関への学生派遣プログラム</li> <li>・ Keio-Aachen サマースクール</li> <li>・ KBS国際単位交換プログラム(派遣)</li> <li>・ KBSダブルディグリー・プログラム(派遣)</li> <li>・ SDMグローバルリーダー育成短期派遣留学プログラム</li> <li>・ KMD-スタンフォード大学「ジョイントプロジェクト型グローバルラーニング」プログラム(派遣)</li> <li>・ Overseas Clinical Rotation Program (海外臨床実習プログラム)</li> <li>・ 経済学部・経済学研究科交換留学プログラム</li> </ul>	
<p>(協定受入)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Overseas Practice Rotation Program at Keio University Faculty of Pharmacy</li> <li>・ KBSダブルディグリー・プログラム(受入)</li> <li>・ SDMグローバルリーダー育成短期受入留学プログラム</li> <li>・ KMD-スタンフォード大学「ジョイントプロジェクト型グローバルラーニング」プログラム(受入)</li> </ul>	
<p>計 26プログラム</p>	
<p>上記のいずれのプログラムも本事業の申請内容とは直接の関連はない。</p>	